

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

Feel!Go!

日整広報

VOL. 244

2018 / 1

新年号



公益社団法人日本柔道整復師会

www.shadan-nissei.or.jp

表紙タイトル『**Feel!Go!**』について

「Feel」と「Go」という2つの単純明瞭な英語単語自体の意味については改めて記すまでもありませんが、中学生でも分かる「感じる」と「行く」という意味です。そして、それぞれに『!』という感嘆符をつけて言い放つスタイルを採ることで、全ての柔道整復師が共に連携してほしいという願いを込めました。

この「Feel／感じる」という単語自体は、主に感覚的な意味を持ちますが、ただ「聞こえる・hear」や「見える／see・sight」といった受動的で漠然とした「どこからともなく聞こえてしまう」や「目を開けていたら自然と目に入ってくる」という意味合いの「見える」ではなく、むしろ自らが進んで積極的に注意深く「聴く／listen」や、「注目する／watch」といった能動的な意志と方向性をもった感覚として捉えています。

また、「行う」についても、目指す目的やポイントも定めずに、何となく行う「do」ではなく、あえて明確な方向性を示した「Go」を選びました。

それは、この激動変化の時代の流れの中で、我われ柔道整復師がどうあるべきかを示す指針であるべき「広報誌」の根本を見つめ直す作業が今こそ必要だと考えたからです。身の回りで起こるさまざまな変化に対しても、ただ漠然と「感じる」のではなく、その先に何が起こり、何をすべきかを考えられるようにするために「感じ取る」ことを目指さねばならないとの思いを込めています。そして、まずはタイトル、装丁、コンテンツを変えていこうということになりました。

また、そこには柔道整復師としての「手技」と同様に、整復や固定の技術をただ押し付けるのではなく、環境と状況を感じ取り、的確に適応させるためにさまざまな思考を巡らせる必要があるという方向性とも重なっています。

更には、いくら考えたとしても実行が伴わない思考では、決定にも、実行にも至らずに、その結論としては“何も起らない”ことになってしまいます。さまざまな事柄に対し、自らは何もせず、目の前を通り過ぎるのを待つ時代は過去のもので。自ら一歩前に歩み出て、そこで全身で感じ取り、あれやこれやと考えて、最善の方法を模索し決定する。その目的に向かって、やるべきことを躊躇することなく確実に実行するという姿勢は、正に現在の日整執行部が進めようとしている「改革の指針と姿勢」そのものです。それを今回タイトルに織り込んでみたというわけです。

更に、文字デザインには、「Feel」には滑らかな鳥（^こ単）の羽の如き柔整手技の滑らかさを重ね、鳥の翼の羽先と指先を重ねたデザインにして、日本全体を束ねる日整のオールジャパンの「J」の形で表現してみました。

また、「Go」部分では、スピード感と永き伝統を現した長く伸びた腕の先には「実行」を意味する「起動スイッチを押す指」が繋がっています。

この停滞した時代を打ち破るため、日整は情報を発信し、広報から業界を変えていこうと思います。さあ、新しい時代に向かい、皆でそろって一歩前へ進みましょう！

目次

2018 新年号

巻頭言

2 心中の鬼退治 会長 工藤 鉄男



年頭所感

4 内閣総理大臣 安倍 晋三 厚生労働大臣 加藤 勝信 日本医師会会長 横倉 義武

新春
インタビュー

10 柔整業界維新の年に 明るい未来への開拓



平成29年度 全国保険部長会議報告

18 動き始めた教育改革と制度改革

特別連載

22 柔道整復師のための楽しい統計学

24 理事会だより

26 会務執行状況

27 平成29年度日整主催学術大会一覧・平成29年度周年記念式典開催日

28 第36回東京学術大会

29 第11回大阪学術大会

本の紹介

31 運動療法のための機能解剖学的触診技術 上肢

日整合同部会

32 業界を改革し未来へ

34 日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

35 日整文芸

36 四季の風

花巻城時鐘

現在、花巻市役所前に位置していますが、藩政時代は花巻城の二の丸地にあった時鐘で青銅製の小型の梵鐘です。花巻城住持の威容を伝える唯一の現存建造物として貴重な文化財となっています。

●WebPage 日整ホームページ <http://www.shadan-nissei.or.jp/>

トップページの最新情報、健康情報誌「日整広報 Feel!Go!」VOL.244または「日整広報誌バックナンバー」から入り当ナンバー広報誌をクリックしてご覧ください。QRコードもご利用ください。



心中の鬼退治

公益社団法人日本柔道整復師会
会長 ◆ 工藤 鉄男



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には恙なく新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

今年の干支は「戌」ということで、犬のお産が軽いことにちなみ「新たな決め事が叶いやすい年」ともいわれ、改革にはもってこいの年廻りといえます。また、桃太郎の昔話では、猿（申＝知恵を駆使する行政）鳥（酉＝動きの速い保険者）犬（戌＝従順な公益社団法人の会員）の協力を得て、鬼退治を達成することから、きび団子（「制度＋教育」改革）による仲間集めを今年で完了し、いよいよ鬼退治を実現させる年になりそうです。

さて、では鬼は誰でどこにいるのかということになりますが、実は鬼は我々各自それぞれの心の中にある「甘え」や「逃避」や「弱さ」であり、必ずしも鬼ヶ島にいる「外敵」というわけではありません。そして、混乱を避けるために設けられていた外からの規制や制度が崩れたときこそ、自らを律する自浄心を磨くことが不可欠となりますが、その混乱に乗じて自ら欲得へと寄ってしまえば、それまでに築き上げた足元が崩れてしまうことを我々は既に体験しました。

そして、「きっと大丈夫」、「誰かがやってくれるはず」や「自分だけは…」という全く悪意のない無邪気な「甘え」こそが、何もかもを崩壊させてしまうことに繋がるスイッチになっていることを自覚しなければならないと思います。

そうした「人任せ思考」の根底を模索してみますと、戦後の日本に転機があったように思います。それまで日本人が持っていた、社会や隣人そして愛し信じる者を守るために自己犠牲を払うことについての核心的な信念が「敗戦」によって突然打ち消されてしまいました。そして、それ以降の日本は、生きることに必死で、守られ与えられた安

全と自由の上に国家の復興と経済発展を一番にした大量生産社会を構築し、そうした歪んだ平和主義に長い間どっぷりと浸かってしまったのかもしれない。

そして、自らが動いて国の歴史や文化・伝統と更に未来への理想を築いていくことの重要性を忘れ、徐々に個々の利益追及のために繰り出される大量の無責任情報と、それに煽動された大衆によって右往左往する民主主義の中で、世界規模化した企業の効率的利益追及理論を優先させるグローバルイズムによる近代主義が進み、実際の経済を動かす多くの中間層の人びとへの収入が激減し、驚くほどの格差社会ができてしまったのだと思います。こうした世界的な経済の動きと、戦後日本の極端な意識変化と経済的な格差社会は、「体制」を再生し新たな未来を革新する活動源となる給与や意欲を中間層から、そして次世代の若者から奪い、今やその礎を構築する教育を平等に受けることさえ叶わずに、新たな発展を阻害するレベルになりつつあります。

柔整業界でも、その路線の上で「個人契約」や「養成校乱立」という歪んだ規制緩和による二大問題が発生し、いずれも経済最優先理論によって、それまでの伝統や文化が塗り変えられてしまった感が否めません。国家資格そのものの意義と地域住民を守るための制度を形骸化させ、大量生産された若い資格者とその夢を老獪な輩が大量消費する時代へと変え、ただ利益を最優先する濁流が業界を呑み込んだといっても過言ではないでしょう。

たとえ政府が「戦後レジームからの脱却」を何度唱えようとも、70年以上も続く日本の戦後はそう簡単には変わらず、柔整業界にも30年もの長きに亘って「伝統医療」の襷たすきを繋げようとしない悪しき時代をもたらしてしまいました。しかし、

この戦後日本が最優先させた「経済発展」の裏側に流れる営利体制によって歪まされた制度を、国全体が再生されるのをただ待つ余裕は我が業界にはなく、我々自身で自ら動き、業界をもう一度日本人の原点へ回帰させる必要があります。そこで、柔整業界は自ら業界の在り方と地域社会へ貢献することの意義を見直すため、公益社団法人を取得し、名称を統一した上で、医療の最も根底に流れる部分に視点を戻して、自らを律する方向へ転舵する改革を進めたわけです。

これまで以上に将来の柔道整復師の資格の可能性を広げるためにも、超音波画像へのアプローチを進め、患者との密接な接触合いから探り当てる問診技術と独自の整復固定を持つ柔整手技の修得のための実習を優先させ、総単位数を増やしたカリキュラムの変更を実現させた「教育改革」。請求項目の少ない柔整療養費の申請内容から清濁を読み取るための審査基準の統一と、それを正すための柔整審査会の権限強化、更には請求をするための施術管理者の要件強化を盛り込んだ「制度改革」。更に先には、電子請求や支払基金までもを視野に入れた「正しくある者が評価される仕組み」を構築し、地域社会への貢献による制度運用の公的公正さを取り戻す方向へ取り組んでいます。一度他者に奪われ二毛作三毛作で荒らされてしまった土地を取り戻し、もう一度耕し直して豊かな土壌を作るような手間のかかる改革であることも間違いありません。更には、岩や砂利のために誰も手を付けてこなかった土地を新たに開墾する必要があります。権利の主張だけで成し遂げられることには限界があります。実際に自分の手を動かしてできることをやるしかありません。そうした地道な改革は、時に離れた他者の田に水を先に廻してから我の田へ水を戻すような自他共栄の思考が必要となります。利他の志がなければ、情けが巡り戻って来ることもないでしょう。今年の干支でもある「犬」も自ら歩き回る努力なしに「棒」を探り当てることはできません。柔整業界の「制度の見直し」に当たっては、一時的な負担に嘆くことなく、進んで他者の利益を優先するべきなのです。

さて、話は少し逸れますが、遙か未来には血液中にナノマシーンを流し込み、ミクロの世界で体内の病気の元を探し出して治してしまう技術が実現されるという話もあります。更には、人間の「脳」だけを残し、体は人口細胞によってアンドロイド化する技術さえもが今や模索される時代になっているようです。脳だけで人間が成立する時代というのは如何なものかと思いますが、今後、ITが進むことで人間の仕事の大部分が機械に奪われるという報告もありますが、それと同時に、仕事をロボットに奪われて失業するのではなく、人間しかできないことのみを人間が時間を掛けて行えるようになるという意味付けもあるようです。しかし、映画の「スターウォーズ」に出てくるように体のパーツを自分で簡単に取り替えられる時代がくれば、柔道整復師の仕事も不必要になるかも知れません。しかし、そうなるまでの長い間に、幾つもの難題に業界自身が自ら常に向き合い、目の前に立ち塞がるさまざまな難題を解決するために体を張って動くなら、我々の最も得意とする「痛みをとる」ことへの努力が、機械に代わられることのない専門分野として確立されている可能性もあるのです。まだ起こってもいないことに対する悲観的思考を捨て、常に楽観的で希望ある業界を目指し、“明日はもっと天気が良くなる業界”を創りあげたいと真剣に考えています。

そのためにも、一人でも多くの柔道整復師が力を合わせて“今”を乗り越えなければなりません。柔軟な発想を忘れずに、個々が奪い合う業界から脱し、皆が集い、業界が新たな意義を創設する幕開けとなる一年になることを祈念し、重ねて皆様のご健康ご多幸をお祈りして新年のご挨拶とさせていただきます。

透かし文字に込めた想い

今回の透かし文字には、「再生」の二文字を選びました。公益社団日整は、決して諦めることなく、常に柔整業界の最も中心で積極的に動き続けます。そして、どれだけ大きな破壊や損傷の部位があろうとも、必ず自ら動きそれを「再生」させるという強い意思を示したものとなっています。

年頭所感



自由民主党総裁 内閣総理大臣 安倍 晋三

新年あけましておめでとうございます。

本年は、明治維新から、150年の節目の年です。

「高い志と熱意を持ち、

より多くの人たちの心を動かすことができれば、

どんなに弱い立場にある者でも、成し遂げることができる。」

明治初期、わずか6歳で岩倉使節団に加わった津田梅子の言葉です。性別に関係なく個人の能力が活かされる米国社会に学び、帰国後、女子高等教育機関を立ち上げました。そして、その生涯を、日本人女性の可能性を開花させることに捧げました。

150年前、明治日本の新たな国創りは、植民地支配の波がアジアに押し寄せる、その大きな危機感と共に、スタートしました。

国難とも呼ぶべき危機を克服するため、近代化を一気に推し進める。その原動力となったのは、一人ひとりの日本人です。これまでの身分制を廃し、すべての日本人を従来の制度や慣習から解き放つ。あらゆる日本人の力を結集することで、日本は独立を守り抜きました。

今また、日本は、「少子高齢化」という国難とも呼ぶべき危機に直面しています。

「人口が減少する日本は、もう成長できない。」

6年前、日本には、未来への悲観論ばかりがあふれていました。

しかし、この5年間のアベノミクスによって、名目GDPは11%以上成長し過去最高を更新しました。生産年齢人口が390万人減る中でも、雇用は185万人増えました。いまや、女性の就業率は、25歳以上の全ての世代で、米国を上回っています。

有効求人倍率は、47全ての都道府県で1倍を超え、景気回復の温かい風は地方にも広がりつつあります。あの高度成長期にも為しえなかったことが、実現しています。

未来は、変えることができる。

女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、一度失敗を経験した人も、誰もが、その能力を最大限に発揮できる「一億総活躍」社会を創り上げることができれば、日本は、まだまだ力強く成長できる。私は、そう確信しています。

未来は、私たちの手で、変えることができるのです。

すべては、私たち日本人の志と熱意にかかっている。150年前の先人たちと同じように、未来は変えられると信じ、行動を起こすことができるかどうかにかかっています。

子供たちの未来に大胆に投資する。子育てや介護の不安に向き合い、社会保障制度を「全世代型」へと大きく改革する。いくつになっても、誰にでも、学び直しとチャレンジの機会がある社会を創る。

毅然とした外交を展開するとともに、いかなる事態にあっても国民の命と平和な暮らしを守り抜く。

未来を見据えた新たな国創りに向かって、昨年、国民の皆様から総選挙でお力を頂いて、大きな一歩を踏み出すことができました。

本年は、「実行の一年」であります。昨年の総選挙でお約束した政策を一つひとつ実行に移してまいります。2020年、さらにその先を見据えながら、自由民主党は、新たな国創りに向けて、国民の皆様と手を携え、改革を力強く進めていく決意です。

最後に、国民の皆様の一層の御理解と御支援をお願い申し上げるとともに、本年が、皆様一人ひとりとって、実り多き素晴らしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

年頭所感



厚生労働大臣 加藤 勝信

(はじめに)

平成30年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣に就任してから約5ヶ月が経過しました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が常に先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

(働き方改革)

少子高齢化が進む中、高齢者も若者も、女性も男性も、難病や障害を抱える人も、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現は、安倍内閣の最重要課題です。

一億総活躍社会の実現に向けて全力で取り組みます。

その最大のチャレンジである働き方改革は、一人ひとりの意思や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とするため、働く方の視点に立つて行う改革です。働き方改革を実現するための法案要綱については、昨年9月には、労働政策審議会から「概ね妥当」という答申をいただいております。「長時間労働の是正」や「同一労働同一賃金」をはじめとする改革を実現するため、法案の早期提出に向けた準備を着実に進めます。

働き方改革の実効性を担保するため、長時間労働が行われている企業に対する監督指導を徹底します。また、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善等に取り組む企業に対する支援を進めます。さらに、地方自治体等とも協力しながら、全国各地で説明会を開催するなど、地方の中小企業まで働き方改革の取組が浸透するよう努めていきます。

(賃金引上げや「生産性革命」に向けた環境整備等)

最低賃金については、働き方改革実行計画等において、年率3%程度を目途として引上げを進め、千円を目指すとしています。本年度は全国加重平均で25円引き上げ、時給換算になって以降、昨年度と並んで最大の上げ幅となりました。

賃金引上げの流れを後押しし、「生産性革命」を実現するため、介護・生活衛生分野等におけるICT化や業務改善、中小企業事業主による生産性向上に向けた取組の支援、成長分野への労働移動や柔軟な働き方を促進します。

また、人的投資を強化するため、リカレント教育の抜本的拡充などにより、生涯にわたる学び直しと新しいチャレンジの機会を確保します。加えて、2023年の技能五輪国際大会の我が国への招致を通じ、技能尊重機運の醸成等に取り組めます。

65歳を超えた方の継続雇用や定年延長を行う企業に対する支援、ハローワークによる再就職支援の強化など、働きたいと願う高齢者の希望を叶えるための支援を一層進めます。

女性が輝く社会の実現に向け、女性活躍推進法に基づく女性活躍に関する企業の情報の見える化を推進するとともに、仕事と子育て等との両立を図るため、育児休業制度をはじめとした両立支援制度の普及等に取り組めます。

(子育て支援、児童虐待の防止)

「人づくり革命」を進めるため、子育て世代、子どもたちに大胆に投資し、お年寄りも若者も安心できる、全世代型社会保障制度を構築します。

待機児童の解消等に向けて、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿を整備するとともに、そのために必要な保育人材の確保等を更に進めます。幼児教育・保育の無償化について、3歳から5歳児については無償化し、0歳から2歳児についても、所得の低い世帯について無償化しま

す。放課後児童対策についても、量的拡充を進めるとともに、社会のニーズに応じ、子どもの自主性、社会性を育む観点などからその在り方について検討を進めます。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」の全国展開、産後ケアの充実、不妊治療への支援等にも取り組みます。

全ての子どもには、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利があります。改正児童福祉法の着実な施行を通じ、地域における児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策を推進するとともに、里親制度の充実強化等を推進します。

さらに、ひとり親家庭を支援し、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当による経済的支援、就職に有利な資格の取得支援等に総合的に取り組みます。

(保健医療・介護)

団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を一層推進していくことが必要です。2018年度は、医療計画、介護保険事業計画、障害福祉計画の新たな計画期間が始まる年であり、また、6年に一度の診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の同時改定が行われる重要な節目の年です。このため、医療・介護については、質が高く効率的なサービス提供体制を構築するとともに、国民一人ひとりがどのような状態にあっても住み慣れた地域で安心して適切なサービスが受けられるよう、報酬改定に取り組みます。また、障害福祉サービスについては、障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援などの課題への対応を進めます。あわせて、昨今、革新的であるが非常に高額な医薬品が登場しており、医療保険財政への影響が懸念されているため、国民皆保険の持続性とイノベーションの推進を両立し、国民負担の軽減と医療の質の向上を実現する観点から、薬価制度の抜本改革に取り組みます。

今後、少子高齢化に伴い医療・介護のニーズが増加する中で、質が高く効率的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想の達成に向けた取組を一層進めます。また、医師の偏在対策を進めるため、都道府県が主体的に医師確保対策を推進する仕組みを盛り込んだ改正法案の提出を目指します。

医師の働き方改革については、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえ、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について平成30年度に結論を得るべく検討を進めます。

さらに、健康・医療・介護に関するデータ利活用基盤の構築を軸に、保険者機能の強化やゲノム医療・AI等の最先端技術の活用等、データヘルス改革を戦略的、一体的に推進していくとともに、審査支払機関の改革を進めます。

医薬品・医療機器産業については、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備に取り組むとともに、後発医薬品の使用促進やベンチャー企業への支援を実施します。また、医薬品等の製造及び販売における法令遵守の徹底、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に努めるとともに、制度見直しに向けた検討を進めます。あわせて、危険ドラッグの撲滅や大麻をはじめとした薬物乱用防止に向けた啓発等にも引き続き取り組みます。

国際保健の分野においても、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、薬剤耐性菌を含む感染症対策等のグローバルな課題に的確に対応します。

家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指します。このため、介護の受け皿50万人分の整備を進めるとともに、他の産業との賃金格差をなくしていくための更なる処遇改善や介護分野に就職する前の「入門的研修」の普及を官民一体で進めるなど介護人材の確保に総合的に取り組み、2020年代初頭までに「介護離職ゼロ」を目指します。

(受動喫煙対策、がん対策)

受動喫煙による健康影響が明らかとなる中、国民を望まない受動喫煙から守るための対策を徹底することが必要です。2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、望まない受動喫煙のない社会の実現に向けて、できるだけ早期に法案を国会に提出できるよう準備を進めるとともに、各種支援策の推進、普及啓発の促進など、総合的かつ実効的な取組を進めます。

がん対策については、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3つを柱とした第3期のがん対策推進基本計画に基づき、がんゲノム医療の実現や希少がん、難治性がん対策の充実、がん患者の就労支援の推進等、総合的ながん対策を進めます。

(生活衛生・食品安全)

いわゆる「民泊サービス」の制度化や昨年12月に成立した改正旅館業法に基づき、旅館業の規制緩和を進めるとともに、無許可民泊に対する取締りを強化するなど、旅館業の適正な運営の確保に取り組みます。ま

た、生活衛生関係営業の振興にも引き続き取り組みます。

水道施設の老朽化の進行、人口減少等が課題となる中、水道事業の基盤強化を図るため、水道法の改正に向けた準備を着実に進めます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に、我が国の食品衛生管理を国際標準と整合的なものにするとともに、腸管出血性大腸菌O-157による広域的な食中毒事案を踏まえた的確な体制整備を進めるなど、食品安全の確保を図るための改正法案の提出を目指します。

(地域共生社会の実現、自殺対策の推進)

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の住民や多様な主体が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築等を進めます。

自殺対策については、昨年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づき、関係府省と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を一層強化します。また、座間市における事件の再発防止に向けて、若者向けのSNSを活用した相談機会の確保等を進めます。

(障害者福祉等)

障害のある方々が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活や就労の支援を充実させるほか、グループホームの整備などに取り組みます。また、措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みを整備するなど、精神障害を持つ方々が地域で安心して生活できるようにするため、精神保健福祉法の見直しを含め、必要な対策を進めます。

アルコール健康障害対策やギャンブル等依存症対策については、専門医療機関の選定や相談体制の整備、民間団体の活動支援等を総合的に推進します。

(生活困窮者の支援等)

生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前の自立支援を強化するため、家計相談支援事業、就労準備支援事業を推進するとともに、生活保護制度については、必要とする人には確実に保護を実施するという基本的な考えの下、医療扶助の更なる適正化や就労支援や大学等への進学を支援するなど、自立支援に向けた改正法案の提出を目指します。さらに、生活保護基準については、検証を踏まえた見直しを行います。

(年金制度)

年金制度については、持続可能性を高め、将来にわたる給付水準の確保を図ると同時に、国民一人ひとりに制度の意義や役割を理解していただくことが重要です。短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大や、高齢期における多様な職業生活に対応した年金制度の在り方等についての検討、次期財政検証に向けた準備を進めます。年金積立金の管理・運用を担う年金積立金管理運用独立行政法人の体制強化等についても、引き続き着実に進めます。

また、iDeCo（個人型確定拠出年金）の一層の周知広報を図るとともに、簡易企業型年金制度の創設等により、高齢期の自助努力を支援します。

年金事業運営については、日本年金機構改革を着実に実施し、事務処理誤り等の総点検で把握した事項を確実に改善するとともに、国民年金保険料の収納対策、厚生年金保険の適用促進、情報セキュリティ対策等に着実に取り組みます。

(援護施策)

援護施策については、国の責務として、戦没者の遺骨収集事業の推進を図るとともに、慰霊事業に着実に取り組みます。

また、戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。

(東日本大震災、各地の災害への対応)

東日本大震災の発生からもうすぐ7年が経ちますが、避難生活が長期化している被災者の方々も依然として多くいらっしゃいます。引き続き、被災者の心のケア、医療・介護提供体制の整備と人材確保、雇用のミスマッチへの対応などに、被災者の心に寄り添いつつ、取り組みます。

また、台風による豪雨被害をはじめ、全国各地で相次ぐ自然災害からの1日も早い復旧・復興に向けて、関係省庁とも連携しつつ、スピード感を持って全力で取り組みます。

以上、厚生労働行政には多くの課題が山積しています。国民の皆様には、一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。

年頭所感



日本医師会会長 横倉 義武

明けましておめでとうございます。国民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、7月に甚大な被害をもたらした九州北部豪雨や9月の大型台風21号の発生など、各地で大雨や台風を始めとする天候不順により自然災害が相次ぎ、多くの方々が被災され避難生活を余儀なくされました。被災された方々には、改めてお見舞い申し上げます。

昨年10月、世界医師会（WMA）シカゴ総会において、私は第68代WMA会長に就任いたしました。日本人としては、1975年の故武見太郎元会長、2000年の故坪井栄孝元会長に続く3人目になります。

WMAは、1947年に設立された114の各国医師会が加盟する世界の医師を代表する組織です。本部はジュネーブ近郊のフェルネイ・ボルテア（フランス）に所在し、WHOや国連等の国際機関と連携して世界中の人々の健康水準の維持、向上に努めています。日本医師会は、1951年の第5回WMA総会で加盟し、現在、会長、理事3名を有してその活動に貢献しています。

私は今回の就任に際し、国民の健康寿命を世界トップレベルにまで押し上げてきた我が国の優れた医療システムを世界に発信し、グローバルなレベルでの健康長寿社会の実現に寄与して参りたいという強い思いを述べました。年を新たにし、改めてさまざまな分野での医療協力・パートナーシップを深め、人材の能力開発・生涯教育の一層の推進など、WMAの果たすべき任務を遂行してゆく責任の重さを痛感しています。

また、昨年9月には、アジア大洋州医師会連合（CMAAO）東京総会を第35代CMAAO会長として主宰いたしました。CMAAOの活動をより活性化させ、地域住民の健康の増進に努めながらWMAとの関わりをより一層緊密なものとし、当該地域の医師の声がWMAに届くよう努めることは、両団体の活動に深く携わる日本医師会長、CMAAO会長、そしてWMA会長としての私のもうひとつの大きな使命であると位置づけています。

歴史を振り返りますと、我が国が世界のトップレベルの健康長寿を達成してきた背景には、国民皆保険の下、我々医療従事者の献身的な努力があったという事実があります。戦後の経済復興の過程には、国民が安心して仕事をし、生活を送るための基盤として国民皆保険がありました。国連が2016年に開始した2030年に向けての「持続可能な開発目標、SDGs」には「誰一人取り残さない」という国民皆保険に通じる理念があります。1961年に実現した我が国の国民皆保険は50年以上に亘り国民の健康を支え、Universal Health Coverage（UHC）のあるべきモデルとして高く評価されており、何としてもその仕組みを堅持していかなければならないと考えています。

高齢社会の抱える問題のひとつである終末期医療については、会内の生命倫理懇談会でも提言を取りまとめて頂きましたが、WMAでもそのあり方、とりわけ安楽死などの問題を検討してきました。WMAの地域会議として開催されたCMAAO東京総会における「終末期医療」をテーマとしたシンポジウムでは、アジア諸国にはさまざまな宗教が存在し、宗教が終末期のあり方にも影響していること、また、膨大な人口、家族、地域共同体の結びつきが非常に強固であり、終末期医療における意思決定にも関わっていることが報告されました。昨年11月にはバチカン市国において「WMA欧州地域終末期医療シンポジウム」が開催され、医療、法律、緩和ケア及び医療倫理の専門家、神学者、哲学者などが参加し、患者の権利と治療の制限など、終末期医療に関する世論への理解を深めるための議論が行われました。また、3月にはラテンアメリカで、

本年2月にはアフリカで同様の会議がそれぞれ開催され、今後、各地域の意見を集約したWMAとしての方針を政策文書としてまとめていくことになっています。

一方、国内に目を転じますと、働き方改革が重要な課題となっています。日本医師会はこの問題に関して、医療現場の実情と「応招義務」に配慮した方策を強く求めてきました。その結果、政府は「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、医師の働き方について別途議論を進めています。3月までには、会内に設置した「医師の働き方検討委員会」の答申も取りまとめられる予定でありますので、それらの意見も踏まえながら、引き続き、国に対して意見を述べていきたいと思ひます。

また、少子高齢化の一層の進行が予想される中で、社会保障費は、医療、介護などを中心に今後も増加することが見込まれ、その財源をどのように賄っていくかについても大きな課題となっています。財政緊縮の立場から、成長戦略や規制緩和の名の下に、保険給付範囲を狭める圧力が予想されますが、国民皆保険を堅持していくためにも、我々医療側から生涯保健事業の体系化による健康寿命の延伸など、過不足のない医療が提供できるよう、適切な医療を提言し、時代に即した改革を進めていく必要があります。

我が国では、フリーアクセスによる外来へのアクセスの良さが病気の早期発見・早期治療に寄与しています。その中心を担う「かかりつけ医」をまず受診することで、適切な受療行動、重複受診の是正、薬の重複投与の防止等も可能となり、医療費の適正化も期待できます。日本医師会としては引き続き「かかりつけ医機能研修制度」を実施することで、「かかりつけ医機能」の更なる向上を目指して参る所存です。

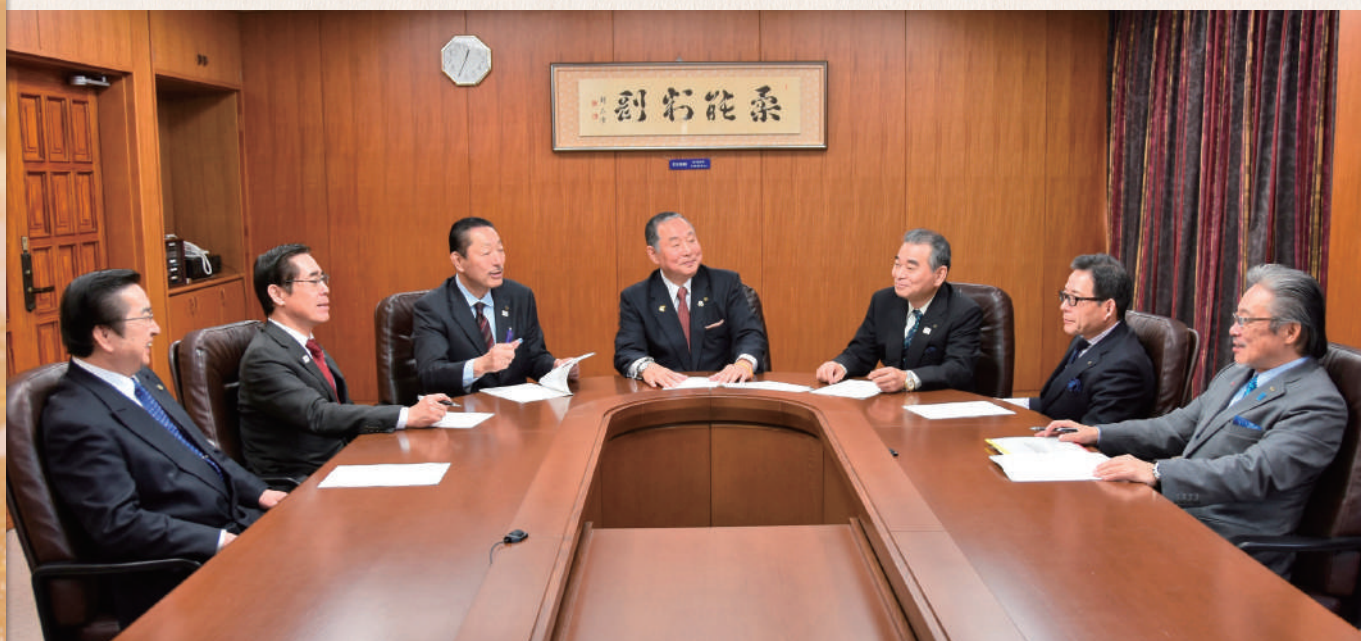
また、日本医師会では、より良い医療の在り方について、国民と医師とが共に考えながら、更なる国民医療の向上に寄与していくことを目的として、日本医師会の設立記念日と「いい（11）医（1）療」の語呂合わせにより、11月1日を「いい医療の日」に制定しました。広く国民に周知されるよう、今後もさまざまな活動に取り組んでいきたいと思ひます。

最後になりますが、私は国民に寄り添い、国民の健康を守ることが医師の役割であり、その医師の声を基に、国に対してさまざまな政策を提言していくことが日本医師会の役割であると考えています。今後もWMAとCMAAOの会長として、日本のみならず世界に広く目を向け、理念を高く掲げ、人々の健康、福祉の向上に努めて参りますので、国民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。



柔整業界維新の年に 明るい未来への開拓

渉外部



新年おめでとうございます。皆様には、よき新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。公益社団法人日本柔道整復師会（日整）は、柔道整復学校養成施設（養成校）のカリキュラム変更や施術管理者の要件強化などに向け、関係機関との協力体制により奮励しており、平成30年度から実施の運びとなる段階にきております。そういう意味で今年は柔整業界の維新ともいうべき年になろうとしています。

こうした改革が国民に信頼される柔道整復師像と業界に繋がっていきます。そのためには日整傘下の47都道府県柔道整復師会が全て公益社団法人となり、結束力を更に高め、併せて会員数を毎年着実に増やしていくことも不可欠な要素です。

柔道整復療養費（療養費）に関する一部改正につきましては、昨年10月から実施されています。これらのことを踏まえ、経営環境の厳しい中におきまして会員を守っていくためにはどうしたらよいか、差し迫った課題をテーマに掲げ、工藤鉄男会長、萩原正和・松岡保両副会長、豊嶋良一政策部長、三橋裕之総務部長、森川伸治保険部長を迎え、それぞれの立場から語っていただきました。

聞き手は 富永敬二 渉外部長

業界の新しい将来像について

富永部長：本日は公私ともにご多用のところ、工藤会長をはじめ執行部の皆様にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。日整は業界のさまざまな課題を視野に入れ取り組んでおり、改革断行に向けた会長の強い意志とリーダーシップの下、厚生労働省地方厚生局の指導監査の強化をはじめ、施術管理者の要件強化や養成校のカリキュラム改正などの実施が目前となっています。そこで、この改革によって柔整業界が目にするようになる将来像について、工藤会長にお話をいただきたいと存じます。

★ 基本は内部改革

工藤会長：明けましておめでとうございます。

いま日整が取り組んでいる「改革」の先に何があるのかについて、内容が多方面にわたっているため理解するのが難しいという声も



耳にします。しかし、いま我が業界に覆い被さっている全ての問題は、この数十年間、我が業界自らが積極的に動かなかった結果として具現化してしまったものです。

そして、改革すべき個々の問題については誰もが知っていることばかりですが、それを改善するための対応法や繋げ方については確かに過去に例のない手法でもあり、少々分かりづらいのかも知れません。重要なのは、外部への働き掛けを強化するという以前に、業界自らがそれを理解し、自ら変わる必要があるということだと思います。

富永部長：改革の重要ポイントは柔整業界自身にあるということでしょうか？

工藤会長：そのとおりです。もちろん、柔整業界に大きな変化が起こったきっかけは昭和63年の個人契約、平成10年の養成校規制緩和といった行政による外力が働いたことは間違いありません。その後は、平成21年の事業仕分け、メディアによる柔整バッシングへと続いています。

あのような強烈な外部からの力が業界に押し寄せた昭和63年、いま思えば、当時の業界つまり日整は、

あまりにも大人しかったと思います。あのときに国を相手に訴訟を起こしてでも、業界を守るために、後に混乱の原因となる制度変更を阻止する動きを業界が明確に示すべきだったと感じています。

しかし、当時は何の抵抗もなく簡単に受け入れてしまった。業界自体に、まだ余裕があったのかもしれませんが、そして、その後、当時の各方面で指導的な立場にあった人たちが、自ら濁流に身を投じてのまれていったようにも感じています。当時は、30年後にこのような大問題にまで発展するとは誰も気付いてはいなかったのでしょうか。もちろん、今となってみれば、それが大失敗であったのは明確ですし、今だからそう言えるのかもしれませんが。

富永部長：確かに、個人契約問題や養成校乱立問題が、その後の柔整業界に大きな影響を与えたことは間違いないと誰もが感じていると思います。しかし、「規制緩和」という国の新たな方向性を受け、厚生労働省自身が決定をした制度を柔整業界が覆すことなど不可能、協定の見直しなどできるはずがないという思いが当時の業界にはあったと思います。

工藤会長：そのとおりです。そうした一種の諦め^{あきら}のような思いが、業界自らを守るための打開策^{ちゅうちよう}の実行を躊躇^{ちゅうちよう}させてしまったのだと思います。過去に例のない危機に直面した際に、瞬時にどう対応すべきかといった施策を捻出することや、それを実行するための強い意志決定ができなかったという過去の事実こそが、いま我われが反省しなければならない重要なポイントだと思っています。

この業界全体として、直面した問題に対して、当時は大した影響を受けないだろうという甘えや余裕と誤算があったのは確かです。しかし、現実の問題が具現化して、もうこれ以上は耐えられないほどに今の柔整業界は混乱し疲弊しきっています。こうした状況にまで悪化してしまった今、過去を封印して美化するようなやり方ではなく、問題を明確に見直して確実に解決しなければなりません。そして、そうするためには、やるべき手順や方法等について、これから更にじっくり時間をかけて力を蓄えていく暇も、多くの船頭の意見に力を分散させる余裕も、今の柔整業界にはありません。

これまでの数十年間の反省と後悔の念も込めて、いま躊躇^{ちゅうちよう}して立ち止まることも、失敗することも、現在の日整執行部には許されない瀬戸際の状況にあるのです。

富永部長：今更なのかもしれませんが、業界内に問題があったとすれば、それは何だったのでしょうか？そして、それを今後はどう変えていくつもりなのかご教示いただきたく存じます。

工藤会長：先ほども申し上げましたが、我われが反省すべき最大の点は、危機を察知し、その場で対応するという危機管理力の低さにあると感じています。そして、それは問題に直面した際に自分で決定せずに「取りあえず先送りする」という逃げの体質でもあります。

更には、業界の最も中心軸にあったはずの「**利他**」の精神が蝕まれている状況を何十年も放置し続けてしまった自浄力の弱さ、実行しないままにした無責任さです。その結果、「**利己**」の思考によって業界の制度を悪用する拝金主義者たちが業界内に押し寄せ、その数を増しながら巢喰ってしまったのです。そして、それでも制度が決められた以上はもう仕方がない、従うしかないと諦めてしまっていたのです。

とはいえ、過去に向き合うだけでは何の解決にもなりません。自力で今見直せる各問題部分に直接響かせられる方法へ改革の力を集中する必要があります。業界を取り巻くさまざまな立場の違いによって異なったご意見を持つ人たちがいるのは仕方のないことです。

しかし、これまでの30年という長い間にもたくさんの問題が見えてはいたはずですが、先延ばして、責任から逃避したために誰の意見にも纏めることができず、結局、何も結果を出すところまで踏み込むこともなく、多くの問題が放置され続け、現在まで山積みされてしまったのです。だからこそ、今この改革は「待ったなし」の真剣勝負そのものなのです。

内容的には、業界全体の問題点の洗い出しから始め、業界の入口の部分に当たる「教育部分」での抜本的な修正、そして、業界外から最も問題視されている「不正請求」への適正化策という大きく二つの車輪があります。

いずれにしても外部に変えて貰うのではなく、全ての基本にある業界内部に巣喰う虫を自ら退治することが重要なのです。更にそれぞれの詳細部分では、教育改革はカリキュラムの変更による「総単位数増」「実習重視」を具現化し、保険請求の適正化策では「施術管理者の要件強化」と「請求書への審査権限の強化」を実現させます。

更に明るい未来への開拓事業として「電子請求」

やその先の「支払い基金」というところまでを一本の線で結んだ改革を進めています。

富永部長：この改革が目指す最終的な目的地はどこになるのでしょうか？

工藤会長：この改革の目的は、現在ある幾多の問題を一つ残らず打開して、「利他」の精神に則って、本来、柔道整復師が持つべき「志」と「施術技能」、「法令遵守」をする【正しい者が正しく評価される当たり前の仕組み】を再構築し、正直者が損をすることのない真っ当な業界に戻すことです。

学生時点から志と技能を修得してもらうための「**教育改革**」、資格を取得した以降に保険を使用する際に、それが国民のためのものであることを理解し、地域社会のために働く業界をつくるための「**制度改革**」を貫かねばなりません。そして、目先の料金改定等だけでなく、今後の将来に向けて、邪な輩がこの業界で制度を悪用できないようにする適正な環境づくりと、正しい柔道整復師が評価され、やり甲斐と生活の安定の二つを同時に持てる柔整業界を目指していきます。

審査基準の統一化について

富永部長：工藤会長には明るい未来への構想を語っていただき、ありがとうございました。

さて、制度改革の軸の一つである公的審査会の権限強化によって療養費の適正化が進められていくことになるとと思いますが、権限強化の前に「審査基準の統一化」が必要になるように思うのですが、その見通しについて萩原副会長からお話をいただければと存じます。

❀ 日整と厚労で整備急ぐ

萩原副会長：今まで全国各地域において、地方厚生局、柔整審査会の中で、柔整業界の先人、役員の方々のご努力により、柔道整復施術療養費(以下、柔整療養費)を取り扱う保険適応範囲の折衝とともに支給基準の取り決めがありました。

そして、その地域的な事柄から発生する「ローカル・ルール」が話し合いにより認められてきたところではありますが、今後、柔整療養費支給申請書用



紙も含め、全国全て統一した柔整療養費審査支給基準に基づき、柔整審査会において適正に審査されることになります。

また、「審査基準の統一」に当たっては、日整保険部、総務部、学術教育部の各部長が中心となって検討し、厚生労働省医療課と打ち合わせをしながら作業を早急に進めていきます。

更に、調査が東京・大阪等全国5地域において行われておりますが、近い将来の「申請書の電子化」へ向けて、統一した審査基準の整備をしております。スムーズな申請書の電子化を実現するため、全ての柔整療養費を取り扱う方々からのご理解とご協力なくしては成しえませんので、何とぞよろしくお願いいたします。

公的審査会の権限強化について

富永部長：審査基準の統一化については概ね理解できましたが、「公的審査会の権限強化」については、心配されている会員もいます。

経営環境の厳しい中におきまして会員を守っていくためにはどうしたらよいか、このことにつきまして松岡副会長からお話をいただければと存じます。

❁ 業界改革で会員を守る



松岡副会長：今回、保険者や審査会が領収証の発行履歴の提示等を求めることができる仕組みや、保険者および柔整審査会が施術管理者に対して領収証の発行履歴や来院簿、その他通院の履歴が分かる資料の提示および閲覧を求めることができることが明確化されました。

ただ、これらの権限強化の目的はあくまでも健康保険請求の適正化であり、柔整療養費を縮小させることではありません。特に若い会員の間では厳しくなることばかりが先行してしまい不安を抱いているようですが、今までどおりきちんと根拠に則った請求を心掛ければ特段心配することはありません。

現在、同業者の乱立に伴う競争激化や、保険者や委託を受けた業者による行き過ぎた受診抑制により、会員の経営環境が厳しくなっていることは紛れもない事実です。平成30年度から実施される他の制度改革と併せてこれから我われを取り巻く環境はがらりと

と変わります。

また、今後、国保をはじめとする保険医療行政は、都道府県単位で財政運営や効率的な事業を推し進めていきます。日整を中心に各都道府県社団が時代の変革に乗り遅れないよう、三者協定に基づき業界代表としてリーダーシップを取って参画することが、業界の適正化、ひいては会員を守ることに繋がると考えます。

公益認定が必要な絶対的理由について

富永部長：業界を本来あるべき方向に戻さなければならぬ現状とその改革について、よく分かりました。これを踏まえて工藤会長にお聞きします。日整傘下の47都道府県柔道整復師会の中で公益社団法人の認定を受けていない県がまだあるようですが、公益認定を受けなければならない絶対的理由についてお願いします。

❁ 「公益認定」と「協定」の意義

工藤会長：皆さんご存知のとおり、日整に所属する各都道府県の公益社団法人柔道整復師会会長と各都道府県知事および地方厚生局（支局）長の三者によって、柔整療養費における受領委任払い制度を扱うための「三者協定」が締結されています。いわゆる「団体協定」というものですが、日整はこの47都道府県の公益社団法人柔道整復師会がそれぞれで締結している「協定」の内容が不揃いにならないように、また時代の流れとニーズに合致させるために、国との間で一括して調整をする事業を管理しています。

また、一つの「公益社団法人」の中に法人格の異なる「一般社団法人」が同時に存在することは制度上許されていません。公益社団法人取得に向けての移行期においては、ある程度の猶予期間が設けられていた訳ですが、最終的には公益社団法人の日整傘下となる各都道府県柔道整復師会は全て公益社団法人である必要があります。

つまり、公益の認定を得られずに一般社団法人となってしまった県の柔道整復師会は、このままでは日整の傘下に残れなくなるばかりでなく、同時に、受領委任を使用する場合には、これまでのように「協定」ではなく、全て個人「契約」者に変更する必要があり、受領委任番号も「協」から「契」へ変更する手続きをすることになります。というのは、公益社団法人でない一般社団法人が「協定」を締結する

ことはできないからです。

日整は、多くの柔道整復師が「公益事業への参加」を確約して結成する各都道府県の公益社団法人柔道整復師会の束ねとして、受領委任払い制度の根幹部分を定めていく「協定」を管理しています。

そして、個人契約とは、日整が取りまとめる協定の内容を個人的に遵守する契約をするというものです。つまり、個人契約者はその名のとおり、団体や組織とならないことを最初から宣言している訳です。だからこそ、個人契約には団体や組織はあり得ません。そこに存在するのは保険請求業務の事務代行をする営利目的の請求代行業者だけです。それは、各個人柔道整復師が保険請求事務の代行として代行料金を支払って依頼するクライアント（顧客・依頼人）であり、会員などではない訳です。

そもそも、柔道整復師という国家資格そのものには受領委任の使用自体が付与されてはいませんが、公益の志を持ち、地域住民のための制度を正しく運用するために各都道府県知事や地方厚生局（支局）長との間で「協定」を締結する公益社団法人日本柔道整復師会が受領委任の制度維持をしているのです。

逆に言えば、地域住民のための公益的な受領委任払い制度を守り続けていくためにも柔道整復師業界として、公益社団法人の取得は不可欠ということになる訳です。

つまり、日整傘下の47都道府県柔道整復師会の中で、もしも「公益社団法人」の認定を受けられないところが出てしまった場合、その地域の柔道整復師会は登録申請のみで設立できる「一般社団法人」となってしまい、公益を志す日整と共に活動することができなくなります。そして、それは同時に「協定」の使用ができなくなることを意味します。そして、その都道府県柔道整復師会の会員は、全て請求を自分自身で行う個人契約者となることを意味しています。

このように、重大な変更が生じてしまう問題だということです。何としても、現在の47都道府県柔道整復師会が揃って公益社団法人に認定されるよう、日整から積極的に働きかけを行っていきたいと考えています。

会員数増加に向けての方策は

富永部長：日整傘下の47都道府県柔道整復師会が揃って公益社団法人にならなければならない理由が良く分かりました。しかし、日整の会員数は年々、少しずつ減少しています。このことは組織の原動力の

低下につながる喫緊の課題であり、真剣に取り組む必要があるのではと思っております。会員数の増加に向けてどのような方策があるのでしょうか。豊嶋政策部長からお話をいただきたいと存じます。

✿ キーは制度的対応

豊嶋部長：平成30年、何事においても節目となる年が明けました。昨年のトランプ現象から始まり、先進国の内向き志向、また近隣アジアとの武力抗争のおそれなど、今年は、何事でも大変緊張の伴う一年になると思われます。



また、2020年のオリパラの前哨戦である世界大会が始まりつつあります。日整では、すでに救護・トレーナー活動がスタートしています。

ただ、懸念すべきことは、これまでの開催国では、五輪終了後の経済が低迷を続けたという事実です。ましてや日本は、これまで世界のどの国もが経験したことのない超高齢社会を2025年に迎えることとなりますが、行政も未だ有効な術を見いだせないままですから、今言えることは、例外なく日整もその波をまともに被るということでしょうか。

さて、このたびの制度改革は、7割ほどの実現を見たといえると思いますが、完全なる執行に向けて更に努力をしなければ、内容の見直しや中止など、いろいろな壁に苛まれることになります。それは、とりもなおさず、日整が内外の批判にさらされることを意味します。また、後進の柔道整復師に、いろいろな意味で負担をかけることにも繋がります。良かれと思った制度改革によって、己の首が締まることになってはいけません。

お尋ねの会員減少については、これらのことを踏まえ、制度的対応によって業界が本来あるべき姿に改善されれば、解決の方向にいくものと思います。不退転の覚悟をもって執行に当たりたいと存じます。

日本の人口が、あと80数年で現在の半分になることは、統計上の帰結です。また、そこまで来ている平均年齢100歳時代の老人大国を見据え、日整は、国とともにその大変革を迎えなければなりません。会員の皆様には、このたびの制度改革が、WHOに登録された伝統医療である柔道整復術が生き残れる第一歩であることを胸に刻んでいただき、会務執行にご協力を願いたいと存じます。

最後に、療養費改定の問題は、保険者とのせめぎあいの中で、どこにどのように付けるか、付帯事項等はどうなるかです。現在、日整執行部は、改定に向けて外圧との戦いに一生懸命です。

実務経験するための 施術所の確保について

富永部長：制度改革を実行することによって会員増加に繋がっていくということですね。さて、今後、療養費の受領委任を取り扱う「施術管理者」になるには、資格取得後に「3年間（段階的に実施）の実務経験」を有し、更に「16時間以上、2日間程度の研修」の受講が必要となりますが、実務経験をするための施術所の確保はどのようにしていくのでしょうか。三橋総務部長からお話をいただければと存じます。

✿ 正しい者ほど影響しない

三橋部長：昨年から全国11ブロックを巡って、今回の制度改革の説明を行っていますが、実は同じような質問を何度も受けます。どうやら、かなり多くの人がこの「実務経験」について誤解をしているようです。



確かに、現在でも保険請求をする際には施術管理者という立場が必要なわけですが、平成30年4月からは、その要件として、特別な場合（限界事例）を除いて1年（原則3年）以上の実務経験が必要になることが決まりました。そして、期間も段階的に2年に延び、最終的に平成36年度以降は原則どおりの3年になります。しかし、先ほどの質問への単刀直入な返答としては、実務経験をするための施術所の確保は「これまでと何も変わらない」ということになります。

もう少し丁寧に説明しますと、この「実務経験」というのは「勤務」と同等の意味ですが、昨年までの卒業生が就職勤務（実務経験）したものとは、全く別に1年～3年の実務経験をする期間が上乘せされるという意味でも、卒業生が急に増えてしまうというわけでもありません。学校関係者の中にも「柔整業界にこれ以上の勤務者を雇用できるだけの余力はもうないはずだ」と疑問視する方もいるようですが、新たな勤務先を用意する必要はないのです。これまでは資格取得後すぐに登録をするだけで施術管

理者になれて保険の取り扱いができたわけですが、養成校で教えていない保険請求について、何の知識や経験もないまま、すぐに保険請求できてしまう現行制度の不備部分について、利益至上主義の経営者等に悪用されてしまうことのないように、施術管理者になるための要件を強化しただけのことです。

更に言えば、実際には、新卒者が開業し保険請求をするようになるまでに、これまでも約3～5年間は実務経験をしてきたという統計値があります。それはこれまでは当たり前のことと認識されて義務化がされていませんでした。そして、多くの問題がここから派生する事実を踏まえて、今回ここを義務化したのです。だから、今後も卒業生のほとんどがこれまでどおりに各地域の施術所で数年間の勤務をし、実務を経験していくだけのことで何も変わらないこととなります。この改革は、なるべく多くを知り、しっかりと技術を身に付けようとする正しい者ほど影響しない仕組みになっているのです。

本来、「施術管理者」というのは、保険請求をする責任者というだけでなく、施術所内の全てを把握し、勤務する他の柔道整復師をも指導する必要があります。そうしたスキルを身に付けるためには、通常は3年程度の期間は必要です。ですから、卒業直後の何も分からない新規資格取得者にその立場を「登録」だけで与えていた、これまでの制度自体に問題があったのです。

この仕組みが導入されることで、これまで制度の緩みを悪用した荒稼ぎができなくなる一部の拝金主義者たちが大声で反対し騒いでいますが、むしろ、そうした輩の悪行を防止するためにも、今回の「施術管理者の要件強化」は大いに意味のあるものだと確信しています。

改革項目の連携について

富永部長：制度改革の柱は、この「施術管理者の要件強化」と先ほど松岡副会長にご説明いただいた「公的審査会の権限強化」の二つがセットになっていたと思いますが、この二つがどのように関係し合うのかについて、もう少し詳しくご説明いただけたらと存じます。

✿ 三段階の不正防止強化

三橋部長：公的審査会の権限強化については、現在の厳しい経営環境の中で更に審査が厳しくなること

を心配する会員もいらっしゃるようですので、少しだけ補足をします。審査会の権限を強化して新たに調査を可能にするのは、現在の審査会には調査権がなかったために阻止することができなかった「極めて悪質な請求」を防止するというのが主な目的です。つまり、真っ当な請求をしている日整会員には全く影響は出ないということです。

これまで審査会は保険者ではなかったために、独自の調査権がなく、公的審査会の審査において「審査をすべき」と指摘した請求に関しても、審査会の指摘内容を正しく理解しきれない保険者自身が、ほとんど確認や調査もせずに支払いをしてしまうという事態が多々ありました。ところが、保険者は外部へ委託して患者調査を行い、来院抑制に繋がってしまっていたわけです。

そこで、今回の改革で清濁を見極められる公的審査会自体に審査権限を持たせるように修正をしたのです。対象になるのは「限りなく不正が濃厚な請求」に限られます。

そして、先ほどの「施術管理者の要件強化」は、自身が開業して保険請求をする以前に、正しい実務を経験させて自浄力を高める不正予防策、更に「公的審査会の権限強化」は保険請求をする者を対象とした不正請求防止の強化策という二段構えになっているのです。更に言えば、開業前の養成校時代からの教育改革が、これらの前に設定され、全部で三段階のステップで不正を未然に防ぐ仕組みづくりができたということになります。

臨床実習に関する対応について

富永部長：なるほど、それぞれの改革内容が互いに連携し合って不正防止の強度を増しているということですね。それでは、次に「教育改革」のカリキュラム変更の中で、地域で開業する施術所において養成校の学生を実習生として受け入れ、臨床（臨地）実習を重視する態勢がつくられたようですが、このことに関しまして森川保険部長からお話をいただきたいと存じます。

✿ 教育改革の肝

森川部長：おっしゃるとおり、平成30年度からカリキュラム等の見直しがされ、柔道整復師養成に必要な総単位数が現行の85単位から99単位以上で、2,750時間以上の講義、実習等を行うこととなります。臨



床実習については、1単位45時間とし現行の1単位から4単位へと大幅に拡充され、養成施設付属の臨床実習施設に限られていた臨床実習を施術所等で行うことができるようになりました。

ただし、施術所で臨床実習を行うには、次のような要件を満たさなければなりません。

- ①臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
- ②施術所は5年以上の開業実績があること。
- ③教員の資格を有する柔道整復師又は「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること。
- ④過去1年間の平均受療者数が1日20人以上であること。
- ⑤臨床実習に必要な施設・設備が使えること。
- ⑥施術所の開設者がこれまでに療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
- ⑦臨床実習を行うことを患者に文書により同意を得ること。

等が求められています。全国日整会員の皆様方には後日改めて詳細をお知らせいたしますが、16時間以上・2日間程度となる予定の「臨床（臨地）実習指導者研修」をぜひとも受講していただいて指導者となり、なるべく多くの養成校学生を実習生として受け入れて、学生時代に正しい柔道整復に触れさせることで柔整業界の資質向上と業界発展のためにご協力いただきたいと思います。

今回の教育改革の一番の肝は、どれだけの学生を日整会員の施術所で受け入れられるかにかかっているといっても過言ではありません。

医療、介護、福祉の改定について

富永部長：話しは一変しますが、平成30年度は、医療、介護、福祉のトリプル改定の年といわれています。その見通しについて森川部長にお伺いします。

✿ 療養費アップへ全力

森川部長：平成30年4月は2年に1回の診療報酬改定と3年に1回の介護報酬改定があり、今回は6年に1回の同時トリプル改定となります。

更に、第7次医療計画と第7期介護保険事業計画

もスタートするといわれており、少子高齢化、人口減少社会到来の中、大きな大きな改革が進むことが予想されております。財務省の減額改正案の中、我われ柔整業界はここ数年、療養費取り扱いが大幅に減少している現実を訴え、何が何でも療養費のアップ改正をお願いしていく所存であります。

施術所の開設者について

富永部長：最後に工藤会長にお伺いします。柔道整復師の資格がない者が柔道整復師を雇い、施術所を開設しているケースも多々見られます。

これは療養費の不正請求が起きやすい要因の一つであると思いますので、このような場合、許可制にすることはできますか。医師でない者が診療所を開設する場合は許可制になっているようですが。

✿ プラスに変える思考

工藤部長：皆さんもご存知のとおり、もともとは柔道整復師でなければ接骨院を開設することはできませんでした。そうした単純明快な仕組みだった当時は、柔整の仕組みが問題となることはなかったわけです。

しかし、経済発展が国の最大目標となるや、発展を阻害する規制を撤廃・緩和することが正義であるかのような時代の流れが起こり、必要な規制までもが全て緩和対象とされ、ついには医科でも医師でない利益追求の経営者等が開設者となることが許されるという歪んだ経済重視の方向性ができてしまったわけです。そして、我が業界も右へ倣えて現在に至っています。

その結果、ご指摘されたように、医科の変化に同調させられながら、医師の権利の強さによって医科では守れることが、なぜか柔整には許されずに曖昧さを残すことがこれまで多かったのも事実です。

だからといって、柔道整復師の資格が弱いからいうことで、何もかも医師と同等であるべきだと考えているわけではありません。ただ、柔整の仕組みが悪意のある輩にたやすく悪用されてしまわないようにするためにも、制度の見直しと強化が必要であり、いま厚労省や保険者をも巻き込んで柔整業界自ら議論を進め、基礎部分から問題点の洗い出しを行い、将来の制度の在り方までもを考慮した「制度改革」を進めているわけです。

そして、こうした大きな変化のときにこそ、不安や迷いからマイナス思考へと転がすのではなく、この転機をプラスに変える思考が必要です。どうせ変

えるのなら、未来に向けて「厳しくとも誇りを持ち、正しい者が認められる」業界の仕組みを再構築しなければなりません。そしてその改革は既に半ばまで来ています。

事実を誤認したままの対応策からは、決して正しい結果は導かれません。そのことを我われは何十年も掛けて学びました。今こそ、何が問題なのか、どう対応すべきかを柔道整復業界全体で見つめ直し、地域住民、患者のために柔整業界がとるべきことを明確に打ち出さなければならないと思います。ご指摘のあった部分への対応をも含め、更なるアプローチを進めてまいります。

また、教育改革・制度改革ともに、この平成30年4月から間違いなく動き始めることが決まっています。本年も、柔整の明るい未来に向けた改革へのご理解ご協力をお願いしたいと思います。

—インタビューを終えて—

✿ 業界のイメージを一新

富永部長：工藤会長をはじめ、先生方にはお忙しいところを誠にありがとうございました。日整執行部



が現状打開と未来に目を向け、総力を上げて取り組んでいる教育改革と制度改革について詳しくお話をいただきました。会員と業界を守ろうとする執行部の熱意と行動力が実現への運びと

なりました。まさに今年は業界維新の年です。

これらの改革につきましては、工藤会長が予めから計画されていたわけですが、早急な改革が迫られたのは、数年前に発生した反社会的勢力による不正受給詐欺事件でした。社会から厳しい批判を浴びる結果となり、根本的な制度見直しが進められることに繋がっていったものと思います。いずれにしても改革の効果は徐々に現れてくるでしょう。真面目な柔道整復師が守られ、やがて業界全体のイメージが一新されることと確信しています。

日整は会員ファーストです。特に各都道府県の役員の皆様にはこの記事をお読みいただき、会員皆様に剛毅果断に取り組んでいる日整を周知し評価していただきたいと存じます。今年も日整の諸事業にご協力をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

動き始めた 教育改革と制度改革

晩秋を迎えた平成29年11月5日(日)、東京上野の日本柔整会館において「平成29年度全国保険部長会議」が開催された。藤川和秀保険部員の司会進行で、萩原正和副会長の開会の辞により会議が始まった。

特別講演

萩原正和副会長の開会の辞に続き、講師紹介の盛大な拍手の中、厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室長の矢田貝泰之氏が登壇され、『療養費をめぐる状況』と題した特別講演が始まった。



矢田貝氏には、この講演の後、関係団体の講演など4つの公務が重なる中、時間を割いて我われのために講演を引き受けていただいた。本来は、工藤鉄男会長の挨拶後の講演であるところ、そういう事情から講演が最初になったことを詫びておられたが、そのご配慮にも矢田貝氏の誠実さが感じられた。

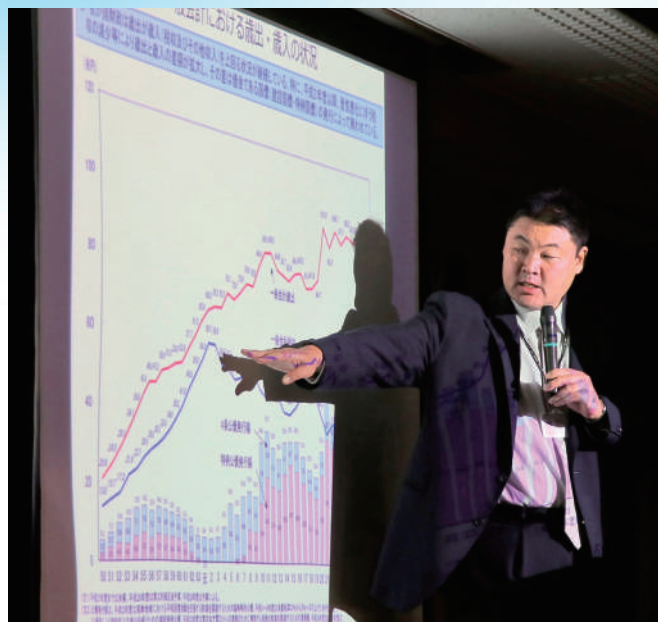
平素は、その人柄と強い情熱を持って、柔道整復療養費検討専門委員会をはじめ、細かな意見交換等の場においても、行政の立場だけではなく、いろいろな視点に立った問題提起とアドバイスを頂戴するなど、国民や保険者、柔整業界のための制度改革を、精力的に、かつ協力的に推し進めておられ、矢田貝氏からは、この改革を共に実現させたいという強い気概が伝わってきた。

講演は、去年の講演内容に加えて最新情報も盛り込み、療養費を取り巻く環境として、現在の日本の社会保障制度がどのような考えの下で施策されているのかという内容と、療養費制度の現状や療養費検討専門委員会で議論されている内容の2部構成での

スライドにより進められた。

まず、日本の社会保障制度はバランスが肝要であり、高所得者から低所得者への所得の補いが、国の「幸せ度」を増すと考えられていること。また、財政的にはリスクを分散させるために年金や医療、介護の約半分は税金で賄うことにより、所得の補いとともに、社会保障制度が成り立っていることを説明された。しかし、社会保障は、財政の問題だけではなく、人間の「幸せ」とは何かを考える必要があり、誰かの役に立って自分の存在を認められることの「幸せ」を得ることや、高齢者や障害者が地域の中で働きながら暮らしていけるように支援することで、そこで就労する方たち、すなわち支え手の支援にも繋がると述べられた。もちろん、そこには地域包括ケアシステムへの貢献や業務の特性を生かせる柔道整復師の活躍の場があり、今後も患者さんなどの社会復帰のための一員であり続けてもらいたいと期待を込めて話された。

その後は、社会保障制度の現状として社会保障給付費、今後の人口ピラミッド推移、社会保障制度改革の方向性、経済財政運営等のデータを基に話され、柔道整復師および柔整業界が、この社会保障制度の中で、療養費制度改革をどのように捉え、どのように理解し、どのように対応していくべきであるかを述べられた。まず、団塊の世代が全人口の18%となる2025年問題といわれる8年後には、医療や介護・福祉の社会保障給付が今よりも必ず増額となること。そのときに柔道整復師が生き残っている条件として、医療の一翼を担い療養費を扱う柔道整復師は、あはき



同様、国民にとってなくてはならない業種なのだと
いうことを行政や保険者に十分理解させておくこと
が重要であり、今まで以上に知恵を絞って我われの
施術の有効性や必要性を確実に広報していくことの
努力が必要であることを提起された。

それには、柔整業界が療養費の詐欺集団かのよう
に印象付けられては困るのであり、国民や地域住民
の最も身近なよりどころとして認知され続けなけれ
ばならない。

次に療養費の推移についての説明では、柔道整復
の伸び率はここ数年で減少に転じている一方、あは
きの伸び率については鈍化傾向ではあるが国民医療
費の伸び率を上回り、その額は1,000億円を超える
規模となっており、代理受領が95%になっているに
もかわらず指導監督の仕組みがないこと。したが
って受領委任協定・契約制度の導入により、あはき
療養費のルールが明文化されれば、不正請求等に関
して地方厚生局の指導監督が可能となること。また、
あはきへの受領委任の導入には、施術者側からは賛
成の意見、保険者側からは不正請求の発生を懸念し
て反対の意見もあったが、柔整と並行し、療養費に
関する議論の整理の中での見直しが検討専門委員会
で行われていることの説明がされた。

また、柔道整復療養費については、昨年度に8回
の検討専門委員会で議論がされたが、その中で重要
な2項目は、「審査の仕組みを見直し、柔整審査会
の権限を強化すること」と「施術管理者要件につい
ての見直し」であり、厚労省の立場としては、①柔
整審査会が審査により不正等の疑いを見つけ、②施
術者へ資料の提示等を含めた聞き取りをし、③客観
的な証拠があるものや不正の疑いが濃厚であるもの

について地方厚生局へ通報し、④不正請求の証明度
が高いものについて優先して個別指導・監査を実施
する、というチェック機能を基本にして実績を積ん
でいきたいと説明された。また、医師の関与なく開
業権を持つ柔道整復師は、日本の医療制度の中で特
別な地位を占めているため、資格取得と同時に開業
可能となるとさまざまな問題が発生する恐れがある
こと。したがって、柔道整復師としての資質向上や
知識の取得のために実務経験3年と研修の受講を課
すことになり、平成30年度から段階的に実施するこ
とになっていることを改めて説明された。

我われ柔道整復師は、日本の医療保険制度の中で、
医師の同意が必要な骨折・脱臼の後療を除き、骨
折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の手当が医師の関与な
くできる唯一の存在であることをよく認識しておか
なくてはならない。

更に、訪問看護、あはき、OT、PTでも医師の
同意や指示の下で行われるため、柔道整復師は特別
な権限を与えられていること。それを盾に不正請求
の蔓延を招くと、柔整療養費は本当に必要なこと
に使われているのか、そうでなければ柔道整復師は必
要がないのではないかという結論になりかねないこ
と。柔道整復師はルールを守って適正に施術し、適
正な支給申請に努めていることを正しく行政や保険
者に知らしめることが重要だと述べられた。

最後に、「5年先、10年先に全うな柔道整復とし
て残っていくためには、不断の取り組みと契約柔道
整復師の方々も巻き込んだ柔整業界全体を、公益社
団が先頭に立ってリードしていくことが柔道整復を
必要とされている国民の皆さまのためになるので、
厚労省としても協力は惜しまないという姿勢で取り
組んでいきたい」と締めくくられた。

業界の将来を存続させるのは、やはり公益社団法人
日本柔道整復師会であることを忘れてはならない。

叱咤激励



矢田貝氏の講演後、工藤
鉄男会長から、動き始めた
制度改革に関する説示と日
整組織の強化を目指すに当
たっての要望が示された。

まず、日本医師会の横倉
義武会長の言葉を引用し、
最高の社会保障は「医療」であること。医療が充実



することによって国民の病気や怪我が早く治り、生産性を高め、国の税金の増収に繋がっていくこと。故に、社会保障の医療費を削ることは許されないという考え方であり、これには我われ柔道整復師も同じ考えで今後も臨んでいく必要があると力説した。

また、柔道整復師の技術と技能をもって地域の方々へ貢献するという事は、医療と同様の意味を持つことを理解してほしいこと。医療費削減という意味合いから、保険者の委託業者による受診者照会等が患者の受診抑制に影響し、同様な意味を持つものと考えられること。そこで、このような調査や返戻に関し、全国の保険部長に期待することがあること。それは日整の組織強化に通じるものであって、日整保険部も責任を全うすることは当然であるが、各柔道整復師会の保険部長には、その地域において調査や返戻に対して、困窮している会員に向けて最大限のフォローをお願いしたいということ。それが柔道整復費の適正な請求なのであれば、保険部長としての責任と権限を最大限に発揮し、自分が犠牲になってでも命を懸けて会員の盾となり味方となり、かつ、手を差し伸べてくれる温かい指導者になってほしいと述べた。また、日本柔道整復師会は、今後も会員の利益を優先し、会員ファーストを掲げて思考し行動していくという決意も示した。

更に、ある個人契約の長と面談した際、相手から、所属する会員の利益を優先するためには、不適正な請求であっても、会員の利益のためにはどのような手段をもってしても押し通すと言われたが、工藤会長から、公益社団である日本柔道整復師会は、日本の社会保障の中で常に国民のためを考えながら正しい柔道整復を業としているのであって、会員を守るとはいえ違法を合法にすり替えるような姑息な手段

は使わないこと。また、目先の利益にとらわれず、柔道整復業界が今後も存続していくために適切な考えと行動をとっていくことを話し、「すなわち『王道』を歩みます」と宣言されたとのことである。

最後に、「ようやく教育改革と制度改革が動き始めました。日整執行部と厚労省との度重なる議論、検討専門委員会での議論、政治的な強い繋がり、まだまだ足りないながらも日本医師会との結び付き、等々の成果が少しずつ、一段ずつ積み重なっている現状を理解してもらいたい。困難ではあるが、最終的には法改正まで辿り着き、柔道整復師の施術業務を拡大できるようにすることが目標である。そのためには、日整だけではなく各都道府県の会長や保険部長の地道で確実な働きの積み重ねが不可欠であるので、日々のご尽力は十分承知しているけれど、更なる頑張りを期待しております」と締めくくった。

その後は、予定にはなかった会場からの質問も受け、相変わらず精力的な工藤会長を印象付けた。全体的な内容は、我われの業務の中核を成す保険請求を指導する全国の保険部長をはじめ、日整保険部への叱咤激励として拝聴した。

療養費制度改正について

森川伸治保険部長から、柔道整復師の現況の説明とともに、平成29年10月1日から施行されている厚生労働省保険局医療課長通知である「療養費制度の一部改正について」の要点内容を改めてスライドで説明した。



柔整審査会の権限強化については、協会けんぽ審査会、国保連合会審査会ともに全国統一した見解が出ていないところ、国保連合会審査会の柔整療養費審査規定については、今後見直しが行われると思うが、規定の内容が各都道府県さまざまであるため、その内容を十分吟味し確認した上で合意してもらいたいと要望した。また、平成30年度から段階的に実施される「施術管理者の資格要件強化」についての改正案を説明した。更に柔整療養費の請求に係る業務の適正化と効率化を図ることを目的に、電子請求の導入が検討されている件については、厚労省が民間委託で調査研究を実施しており、5ヶ所の都道府県柔道整復師会においてヒアリングが実施されることを説明した。最後に、柔道整復師養成施設カリキュラム等の改正について説明があった。

「柔道整復療養費の手引き」の改訂について



伊藤宣人保険担当理事から「柔道整復療養費の手引き（柔整師必携）」について説明があった。手引きは、平成23年3月に発刊されて以降は見直しがなされておらず、平成29年度の保険部事業計画として、現在、作成に取り掛かっていること。発刊は平成30年3月を目標としているが、社会保険研究所が発行している「療養費の支給基準」をベースに、厚労省から通知されたものや、会員に理解しやすいQ&Aも盛り込んで最大限活用できるものを提供したいと述べたが、検討専門委員会等で見直される追加事項も考えられるため、それらを網羅するために若干の遅れが生じることはご理解いただきたい旨の説明もあった。

地域包括ケアシステムへの貢献について

保険部介護対策担当の藤田正一部員から、柔道整復師が介護保険にどのように関わっていくのが有益で、かつ国民、地域住民に貢献できるのかを考えていく必要があること。矢田貝氏の講話にもあったとおり、社会保障審議会医療保険部



会においても地域包括ケアシステムの中では柔道整復師の業務の特性を生かせる場があるとともに地域支援事業の中では機能訓練指導員としての役割を果たし、対象者の社会復帰等のために貢献できる存在であることが認識されていること。現在、多くはないが、少しずつ運用状況の報告が上がっているので、その働きが期待されることの説明があった。

疑義解釈および事例紹介



加藤弘幸保険部員から、昨年の全国保険部長会議以降の1年間で日整保険部が対応してきた事案のうち、8件の事例紹介と、日整としての柔道整復療養費に係る疑義解釈（案）について要点説明があった。疑義解釈（案）の内容については、日整の模範解答と認識していただいた上で、各都道府県に持ち帰って精査の上、運用に支障がある事案については1ヶ月以内を目途に日整に意見を出してもらうこと。日整保険部は、それを受けて再度協議し、この疑義解釈を完成することの説明があり、藤川保険部員からも、現時点では、各都道府県の解釈で適宜対応してもらうことが最善であることの念押しがあった。

続いて質疑応答となり、和歌山県、兵庫県、奈良県からの質問、長野県、新潟県、福井県、熊本県、岡山県からの質問と要望があり、いずれも森川保険部長と伊藤保険担当理事が応答した。

最後に、松岡保副会長から閉会の辞とともに説示があり、教育改革と制度改革が動き始めた今、これまで以上に公益社団である日整が業界を牽引していく意向を示した。また、各都道府県柔道整復師会においては、今後も行政や保険者との関係を密にし、連携を続けてほしい旨。そして、日整への意見、質問等については遠慮なく出していきたい旨を述べ、本年度の全国保険部長会議は滞りなく終了した。

柔道整復師のための



楽しい統計学

入門編

横浜創英大学教授 星山 佳治

第5回 / 確率

●基本的な考え方

今回は、正月気分のゲーム感覚で、統計学の最も基本的な考え方の一つである「確率」について解説をしてみたいと思います。

早速ですが、「10円玉を投げて表が出るか裏が出るか」という例で考えてみましょう。

普通は、表と裏のどちらが出るかは、それぞれ $1/2$ の確率になります。これは考えなくてもすぐに理解できますよね。

では、10円玉を2個一緒に投げた場合に、2個とも表が出る確率はどれくらいあるのでしょうか。出る可能性のある組み合わせは、「表・表」「表・裏」「裏・表」「裏・裏」という4種類の内のいずれかになります。そして、1枚目の10円玉で表が出る確率は $1/2$ 、2枚目も同様に $1/2$ です。それぞれ $1/2$ ずつの確率なので、「 $1/2$ 」×「 $1/2$ 」＝ $1/4$ となります。

しかし、2枚の10円玉について明確な区別はできませんので「表・裏」と「裏・表」は見た目では見分けがつかませんので、同一視されて「 $1/4$ 」＋「 $1/4$ 」＝ $1/2$ になり、最も高い確率で出現するようにも見えます。

●ワンペアのできる確率…

続いて、トランプについて考えます。

カードは♥♠♦♣の4つの絵柄があり、それぞれAからKまでの13枚あるので、全部で13枚×4組＝52枚ということになります。

その中から適当に2枚のカードを引いて、ワンペア（同じ数字のカードが2枚揃う）ができる確率はどれくらいだと思いますか。

まず1枚引きます。そのカードと同じ数字のカードは絵柄の違う3枚が残っていることになります。既に最初の合計52枚から1枚引いているので残りのカードは全部で51枚。このときに1枚目に引いたカ

ードと同じ数字のカードを引く確率は、 $3/51 = 1/17$ となって、平均して17回に1回くらいは偶然にワンペアができることになります。

では、「^{エース}A」のワンペアができる確率はどうでしょう。1枚目にAを引いて、次もAを引かなければなりません。1枚目にAを引く確率は、 $4/52$ です。2枚目にAを引く確率は残り51枚にAは3枚ありますから $3/51$ になります。この2回分トータルの確率は、「 $4/52$ 」×「 $3/51$ 」＝ $12/2,652 = 1/221$ になります。

しかし、実際には1回目のチャレンジでAを2枚引き当てることも起こり得ますし、221回引いたからといって必ずAを2枚揃えられるというわけでもありません。あくまでも、どれだけの可能性があるのかということなのです。

ここが「確率」の面白いところなのです。

●確率の重要性

それでは次にもう少し難しい例を考えてみましょう。缶の中に割り箸が50本入っています。その中に1本だけ当たりを入れておきます。50人が順番に割り箸を引いていく場合、何番目に引く人が有利でしょうか。ただし、引いた割り箸は缶に戻さないことにします。



1番最初は必ず当たりが缶に入っていますので、1番目の人が当たりを引く確率は「 $1/50$ 」です。では、2番目の人はどうでしょう？1本少ないので「 $1/49$ 」でしょうか、そうすると3番目の人は「 $1/48$ 」？これでは分母がどんどん減っていき、50番目にくじを引く人は「 $1/1$ 」となって、最後の人は確実に当ることになってしまいます。確かに最後まで当りが出なければ、最後の人が当たりになりますが、そうなるのは、「それまで誰も当たりを引い

ていない」という条件が付くことになります。

改めて1番目の人が当たりを引く確率は、単純に「1/50」ですね。そして、2番目の人が当たる確率は、この1番目の人が外れるという条件が必要になり、その確率が「49/50」、そして、既に1本少ない「49」の中から当たりが出る確率「1/49」という2つの計算から、「 $49/50 \times 1/49 = 1/50$ 」になります。

同様に3番目の人が当たる確率は、1番目と2番目の人が外れるという条件の上で、残り本数から当たりが出る確率になり、「 $49/50 \times 48/49 \times 1/48 = 1/50$ 」となります。

つまり、何番目にくじを引いても当たる確率は全部同じ1/50になるわけです。

もしも、くじを引く順番で当る確率が異なるとしたら、一番当たりやすい順番を巡って争いになってしまはずです。「くじ」というのは、引く順番に関係なく全てに公平なものだからこそ、成立しているのです。その裏付けを「確率」という考え方が示しているわけです。

●統計での確率の利用

さて、ここまでは確率の基本的な話をしてきましたが、これが統計学とどう繋がるのでしょうか。ここからは少し難しくなります。

「いつも運動をしているAグループ」10人と、「全く運動をしないBグループ」10人の体重の平均値はそれぞれ60kgと63kgだったとします。性別や年齢は両グループで差がないとして、Aグループの体重平均が3kg軽いのは「運動をしているから」といえるのでしょうか。何とも微妙なところですが、統計学では次のように扱います。まず、異なる2つの仮説を立てます。

帰無仮説：AとBの平均値は等しい。
(=AとBの平均値には差がない)
対立仮説：AとBの平均値は等しいとはいえない。
(=AとBの平均値には差がある)

まず「AとBの平均値は等しい」という仮説を採用し「平均値に3kgの差が観察される確率」を求めます。

本来の統計学的な作業では、ここで非常に難しい数式や計算による「検定」という作業が入ります。しかし、今回はこれを「楽しく理解」してもらうために、思い切って省いて、考え方・概念だけを理解してほしいと思います。

ところで、統計学には「**偶然ではないと考える基準＝5%（5/100）未満**」という考え方があります。

これ自体も難しい計算によって裏付けられている値ですが、まずはこの「偶然ではないと考える範囲＝5%未満」ということを理解しておいてください。

さて、話を戻しますが、先の「平均値に3kgの差が観察される確率」を求めたところ、複雑な計算の末に、仮に「**4/100**」という結果が出たとします。

この結果は統計学的に「偶然ではない確率（5%）未満」であるため、「AとBの平均値に3kgの差が観察される」ことは「偶然には生じない＝めったに起らない」と判断できます。

つまり、最初に立てた仮説（3kgの差は＝等しい）が間違っていることになります。そこで、採用した仮説（帰無仮説）を棄てて、もう一方の対立仮説を採用し、「2つのグループの平均値は等しいとはいえない＝平均値に差がある」という結論付けをします。

この結論が誤りである可能性は4/100であり、96/100の確率で正しいことになります。

逆に、もしも最初の仮説の下で3kgの差が観察される確率が「**10/100**」という結果だった場合は、10回に1回という確率で「3kgの差が偶然に生じ得る」ことになり、最初の仮説（＝3kgの差は等しい）を棄てることはできないと結論付けをします。

要するに「仮説」を立て、それが正しい「確率」によって「裏付けを示す」というやり方です。少しまわりくどい方法ですが、これが統計学のやり方なのです。「差があることを直接証明すればいい」と思う人もいるかもしれませんが、対象となる全てのデータを集積比較することは不可能です。そして、それができない限り、実際にどれだけの差があるかという正確な値は誰にも分からないのです。そうした環境下でも、データの全てを直接調査することなく、理論的に結論を導き出していくのが統計学なのです。しかし、そこには必ず「5%未満分の偶然」は起こり得るという前提があるのです。

プロフィール

星山佳治（横浜創英大学 教授）

学歴

昭和54年3月 東京大学医学部保健学科 卒業
昭和57年3月 東京大学医学系研究科修士課程修了 保健学修士
昭和60年3月 東京大学医学系研究科博士課程修了 保健学博士
(博医第596号)

職歴

平成16年1月 昭和大学医学部教授
平成24年4月 横浜創英大学看護学部教授

社会活動

平成11年4月 文部科学省大規模コホート運営委員（現在に至る）
平成14年4月 東京都花粉症対策検討委員会委員（現在に至る）
平成16年4月 日本疫学会評議員（平成27年12月まで）
平成18年4月 国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統
計責任者（現在に至る）

理事会だより



平成29年度 第7回理事会

開催場所	日本柔整会館階大会議室
開催日時	平成29年11月22日(水)午後4時～午後7時30分
理事現在数及び定足数	現在数17名 定足数9名
出席者	理事17名中17名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤(述)、伊藤(宣)、原、林、和田
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事、新井情報管理室長、山岡総務部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清、寺本欽弥両監事とであることを確認した。

議題

第1号議案 『優等卒業生表彰等のあり方について』

政策部長から議案について説明があった。審議の結果、昨今の状況等を踏まえ、従来、優等卒業生に贈っていた“楯”を、今年度から“表彰状”に変更することを、承認可決した。また、東西の学校それぞれを両副会長の指揮の下、実施している業界説明会及び卒業式への役員派遣について、特別要望などがない限り、基本的には地元の役員対応とすることを承認可決した。

第2号議案 『学術大会への参加役員について』

政策部長から標記について説明があった。審議の結果、基本的には、会長・両副会長・学術部長・政策部長・総務部長の中から4名が出席することとし、

その他必要な場合（各県との情報連携など）には、正副会長で調整の上、必要な役員が出席することとする提案を承認可決した。

第3号議案 『役員就任時の誓約書及び役職員及び会員の営利事業への従事に関する規程の策定について』

政策部長から標記について説明があった。審議の結果、日整役員（理事、監事）に就任するに当たり役員が日整に提出することとなる「誓約書（案）」及び「公益社団法人日本柔道整復師会の会員及び職員の柔道整復療養費に関する営利事業への従事に関する規定（案）」（施行：平成29年12月1日）について、提案どおり承認可決した。

第4号議案 『制度改革に係る講師派遣依頼(青森から)』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、費用は開催県負担として、新井宏情報管理室長を平成29年11月26日(日)に青森県へ派遣することを承認可決した。

第5号議案 『兵庫県柔道整復師会設立55周年記念式典における表彰申請について』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、兵庫県から申請のあった兵庫県柔道整復師会設立55周年記念式典における表彰について審議し、会長表彰2名、会長感謝状2名、永年表彰18名の表彰について承認可決した。

第6号議案 『災害見舞申請について(埼玉県、和歌山県：平成29年台風21号)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「災害対策積立金規程」に基づき、埼玉県（床上浸水2件）と和歌山県（床上浸水1件）からの災害見舞申請を承認可決した。

第7号議案 『産経新聞社からのお知らせについて』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、標記通知文書（①日整全国少年柔道大会・少年柔道形競技会の予選会を兼ねて実施される都道府県柔道整復師会の大会において、要望があれば、産経表彰状が交付されること、②産経新聞およびサンケイスポーツの購読者拡大のお願い、③産経新聞電子版の紹介について）を、例年どおり、都道府県柔道整復師会に発出することを承認可決した。

第8号議案 『[NHKラジオ深夜便]の購読拡大について』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、平成28年7月号から日整が記事を連載している「NHKラジオ深夜便」（月刊誌）について、渉外部一任で、購読者拡大に向けた対応を進めることを承認可決した。

第9号議案 『PCの購入について』

総務部長から標記について説明があった。各部室

に備え置かれているパソコンの買い替え等の理由で、政策部、総務部、保険部、学術教育部から各1台、ノートパソコン購入の要望があり、審議の結果、提案どおり承認可決した。

第10号議案 『日本臨床整形外科学会への対応と今後の日整としての取り組みについて』

学術教育部長から、これまで臨床整形外科学会が行ってきた事項に係る説明があり、その対応のために、学術教育部で資料を収集して準備する旨の提案について、審議の結果、承認可決した。

第11号議案 『柔道整復療養費電子請求を公益社団経由で請求するための47都道府県柔道整復師会 プライバシーマーク取得について』

学術教育部長から、将来実施することとなる電子請求に向け、標記について、調査、研究をしながら準備を進める旨の提案があり、審議の結果、承認可決した。

第12号議案 『公認私的研究会の登録申請について』

学術教育部長から標記について説明があった。審議の結果、新規登録申請1件（函館柔整骨軟組織研究会（北海道））を承認可決した。

第13号議案 『日整全国柔道大会功労者表彰の受賞要件改正について』

事業部長から標記について説明があった。審議の結果、従来は、会員大会のみを対象としていたものを、今後は、会員大会に加え、少年柔道、少年形の大会の参加実績についても、日整全国柔道大会功労者表彰（5回）の受賞要件の対象とすることを、承認可決した。

第14号議案 『「専門職大学の申請に係る審査体制」に関する委員の選出について』

総務部長から標記について説明があった。文部科学省から依頼のあった標記委員には、日整から長尾淳彦学術部長を派遣することを、審議の結果、承認可決した。

第15号議案 『都道府県警察本部との協定(特殊詐欺撲滅運動)の全国展開について』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、岐阜県、京都府、奈良県の柔道整復師会で実施した標記運動について、全国に情報提供の上、啓発していきたいとする提案を、承認可決した。

報告事項

- ① 平成29年秋の褒章・叙勲受章者について
- ② 日整の政策に関する意見交換会開催日程等について
- ③ 全国会長会の開催について（平成30年3月25日開催予定）

- ④ オリパラに向けたモンゴル国との連携について
- ⑤ 全柔連との連携について
- ⑥ 業界説明会について
- ⑦ 12/10各部会及び合同部会について
- ⑧ 理事会議事録について
- ⑨ 産経新聞掲載記事(技あり！ほねつぎの健康術)
- ⑩ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）
- ⑪ 国民医療を守るための総決起大会について
- ⑫ 日本柔道整復師国民年金基金の合併について
- ⑬ 予算管理月報（9月分）
- ⑭ 修正提出書（内閣府提出書類）続編
- ⑮ 共済との協定書の改定について
- ⑯ 療養費実態調査の実施について
- ⑰ 電子請求本格導入に向けた厚労省の調査・研究におけるヒアリングへの対応について
- ⑱ JOC主催NTCセミナーについて
- ⑲ グランドスラム東京シンポジウムについて
- ⑳ グランドスラム東京トレーナー活動派遣者について
- ㉑ グランドスラム東京救護補助について
- ㉒ 第1回超音波観察セミナー報告
- ㉓ 柔道整復師における超音波観察装置の使用に関するガイドラインについて
- ㉔ 日整会長学術賞の推薦について
- ㉕ 臨床整形に係る情報等
- ㉖ 日整柔道大会報告（反省事項、産経記事、大会結果、放映ほか）
- ㉗ JIMTEF災害医療研修について
- ㉘ 全日本産業別柔道大会プログラム広告協賛について
- ㉙ 嘉納治五郎師範生誕祭の開催について
- ㉚ 柔道整復術公認100周年及び社団法人設立65周年記念事業の日程等について
- ㉛ 各部報告
 - （政策部）帰一精錬賞の設置由来について
 - （政策部）会員への情報連携ツールの進捗について
 - （政策部）会員拡大策の一つとしての雇用環境の改善について
 - （総務部）介護・地域包括ケア検討プロジェクトチーム（仮称）について
 - （総務部）日整HP会員限定ページへの会員名簿掲載更新時期について
 - （総務部）年末年始休業のお知らせ
 - （渉外部）ベトナム国等への派遣会員の登録状況について
 - （その他）職務執行状況報告

会務執行状況 平成29年10月～平成29年11月

日 整 関 係

平成29年10月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
1	日	近畿学術大会和歌山大会	工藤、萩原、松岡、長尾
6	金	学術部会	
		部長連絡会議	
7	土	学術生涯学習講習会	
		業界説明会：日本工学院北海道専門学校	小池、土屋
8	日	第26回日整全国少年柔道大会 第7回日整全国少年柔道形競技会 第41回日整全国柔道大会	
11	水	業界説明会：帝京科学大学 千住キャンパス 業界説明会：近畿医療専門学校	深井、金子 徳山 川口
16	月	保険部会	
19	木	事業部会	
22	日	佐賀県社団設立40周年記念式典	工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋
28	土	業界説明会：日本健康医療専門学校	深井、狩野
29	日	香川県創立90周年社団設立40周年記念式典	工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋

※出席者の名前と役職を列記します

工藤……………工藤日整会長
 萩原……………萩原日整副会長
 松岡……………松岡日整副会長
 豊嶋……………豊嶋日整政策部長
 三橋……………三橋日整総務部長
 森川……………森川日整保険部長
 長尾……………長尾日整学術教育部長
 富永……………富永日整渉外部長
 大藤……………大藤日整事業部長
 新井……………新井日整情報室長
 木山……………木山日整特別顧問
 小池……………小池北海道副会長
 土屋……………土屋北海道理事
 田村……………田村群馬県専務理事
 山岡……………山岡千葉県理事
 細谷……………細谷千葉県理事
 深井……………深井東京都理事
 浜口……………浜口東京都理事
 櫻井……………櫻井東京都理事
 吉田……………吉田東京都理事
 狩野……………狩野東京都理事
 金子……………金子東京都理事
 堂本……………堂本石川県副会長
 藤川……………藤川愛知県副会長
 長谷川……………長谷川愛知県副会長
 仁科……………仁科滋賀県副会長
 久西……………久西滋賀県理事
 徳山……………徳山大阪府会長
 川口……………川口大阪府副会長
 増井……………増井大阪府副会長
 布施……………布施大阪府副会長
 伊達……………伊達広島県会長
 長岡……………長岡広島県理事
 塩川……………塩川福岡県副会長
 平良……………平良沖縄県会長

平成29年11月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
3・4	金・土	日本柔道整復接骨医学会学術大会	
4	土	新潟県創立90周年協同組合設立20周年記念式典	工藤、豊嶋、三橋
5	日	全国保険部長会議	
		財務部会	
8	水	業界説明会：帝京平成大学千葉キャンパス	山岡、細谷
9	木	部長連絡会議	
11・12	土・日	第7回 JIMTEF 災害医療研修アドバンスコース	
15	水	業界説明会：東京有明医療大学	深井、櫻井
16	木	業界説明会：東海医療科学専門学校	藤川、長谷川
		渉外部会	
17	金	総務部会	
18	土	福島県後期研修会 日整の政策に関する意見交換会（北信越）	工藤 豊嶋、三橋
19	日	渡辺寛先生藍綬褒章受章祝賀会	工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋
20	月	業界説明会：履正社医療スポーツ専門学校 療養費専門検討委員会	徳山、川口
21	火	業界説明会：育英メディカル専門学校	大藤、田村
22	水	国民医療を守るための総決起大会 理事会	工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、森川、長尾、富永、大藤
24	金	業界説明会：日本医学柔整鍼灸専門学校	吉田、狩野
25	土	業界説明会：北信越柔整専門学校	木山、堂本
26	日	業界説明会：帝京短期大学	深井、櫻井
		河野靖久大分県副会長叙勲祝賀会	工藤、萩原、豊嶋、三橋
28	火	業界説明会：甲賀健康医療専門学校	仁科、久西
		業界説明会：国際東洋医療学院	徳山、川口
		業界説明会：日本医学柔整鍼灸専門学校	深井、浜口
		業界説明会：山野医療専門学校	深井、吉田
30	木	業界説明会：トライデントスポーツ医療看護専門学校 業界説明会：S O L A 沖縄保健医療工学院	森川、藤川 松岡、平良

平成29年度 日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	学会大会名称	開催予定日
関 東	(公社)千葉県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第40回関東学術大会 千葉大会	平成30年3月10・11日(土・日)

平成29年度 周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
(公社)兵庫県柔道整復師会	創立95周年 社団法人設立55周年記念式典	平成30年1月28日(日) ホテルクラウンパレス神戸内 ザ マーカスクエア神戸5階



「日整広報Feel! Go!」発行のご案内

発行予定日	2018年 4月20日 (春 号) Vol.245	原稿締切	2018年 2月20日
	2018年 8月20日 (夏 号) Vol.246	原稿締切	2018年 6月20日
	2018年11月20日 (秋 号) Vol.247	原稿締切	2018年 9月20日
	2019年 1月20日 (新年号) Vol.248	原稿締切	2018年11月20日

スポーツ医学を学ぶ

平成29年9月17日(日)、帝京平成大学池袋キャンパスにて公益社団法人日本柔道整復師会第36回東京学術大会が開催された。

今大会は、平成29年度柔道整復師卒後臨床研修医療人研修講座および市民公開講座を兼ねており、台風が近づく中であったが約580人の参加者にて熱気溢れる生涯教育の機会となった。



三橋裕之大会副会長の開会の辞で幕を開け、開会セレモニーは、金子茂雄学術・教育部長の司会進行の下、始まった。主催者挨拶を工藤鉄男日整会長が述べ、続いて主管挨拶を伊藤述史大会会長が述べた。

来賓のご祝辞を公益社団法人東京都医師会会長の尾崎治夫様、帝京平成大学健康スポーツ学部学部長の安田秀喜様より頂戴した。

研究発表は3会場で27演題の発表があり、各会場とも活発な議論が展開され、表彰式は発表者ならびに日整生涯学習・ボランティア活動高単位取得者に対して、伊藤会長から表彰状と記念品が授与された。

熱気に満ち溢れた学術大会は、新井宏副会長の閉会の辞で幕を閉じた。

【特別講演】

演題 『スポーツ医学の基礎知識

ースポーツ医学検定の取り組みも含めてー』

講師 一般社団法人日本スポーツ医学検定機構
代表理事

東京医科歯科大学再生医療研究センター・
スポーツ医学診療センター

大関 信武 先生



大関先生

大関先生は、滋賀医科大学医学部医学科をご卒業後、東京医科歯科大学再生医療研究センタープロジェクト助教、現在は一般社団法人日本スポーツ医学検定機構を設立し、代表理事を務めている。

講演要旨

近年「スポーツのケガ」は治療するものから、予防するものに移りつつあります。大勢の方々は「スポーツ医学」という言葉でスポーツでのケガを思い浮かべられると思いますが、スポーツ医学には「スポーツ外傷」と「スポーツ障害」に大きく分けられます。前者は、一度の外傷で受傷するもの、いわゆる骨折、打撲、前十字靭帯損傷、足関節靭帯損傷などであり、後者は、繰り返しの競技動作を行うことで痛みを生じる野球肘、疲労骨折、オスグット病やジャンパー膝などが代表的です。その他にはスポーツ現場における熱中症や突然死、女性アスリート特有の諸問題、アンチドーピング、栄養などもスポーツ医学に含まれる領域です。

スポーツのケガに対する現場での処置から診断、治療、そしてケガの予防の取り組み、幅広いスポーツ医学の重要性、「スポーツのケガ」に関する知識をスポーツ選手自身やスポーツにかかわる指導者、成長期選手の保護者全ての人々が知ることにより、スポーツのケガをもっと減らせると考え、現場での処置から予防に対するトレーニング、そして日本スポーツ医学検定機構を設立したとご講演いただきました。講演中は「スポーツ医学検定」の内容をクイズ形式で紹介され、とても丁寧に分かりやすく解説されました。

「スポーツ医学検定」は現在、医療関係者やトップアスリート、そしてスポーツに携わる人びとに評価されてきており受験者も多くなってきております。一人でも多くの方々が賛同してくれることにより、より良いスポーツ環境が構築していくであろうと思われます。我われの施術所には、日々多くのスポーツに関わるケガの患者さんが来院されるので、大関

先生の考えに共感し、ぜひ一人でも多くのスポーツ選手のケガが少なくなるよう訴えていきたいと考えます。最後に質疑応答にも快く答えていただき、特別公演は盛会裡に終了しました。

【ワークショップ】

伊藤超短波株式会社主催による物理療法セミナー、帝京平成大学ヒューマンヘルスケア学部柔道整復学科准教授の原口力也先生による「下肢から診る身体機能構造」RHT Technical Method、(公社)東京都柔道整復師会の学術・教育部蓮本宏一委員、有馬宏昌部員、総務・事業運営部篠弘樹部員、東京有明医療大学柔道整復学科准教授の久米信好先生、(株)



エス・エス・ビーの西野満夫様による「膝部周辺の触診ならびにエコー技術～柔道整復師の手がエコーになれるか～」

各会場はとても活気に溢れていた。

(学術教育部 有馬 宏昌)

公益社団法人日本柔道整復師会 第11回大阪学術大会

痛みのメカニズムを学ぶ

平成29年8月20日(日)、シティプラザ大阪2F「旬」の間に「ここに、未来を拓く礎がある！」のテーマで「第11回大阪学術大会」が盛大に開催された。

午前9時からの開会式では350人を超える来場者の中、川口靖夫本会副会長の開会の辞から始まり、工藤鉄男日整会長の挨拶では、養成校の在学生に向け、近年の業界における「倫理」の意識低下に対する懸念に触れ、伝統医療の継承に当たり、今一度考え方を再認識し地域医療への貢献を要望した。

府民の皆様には、今後「地域包括ケアシステム」において、医師の絶対数が足りなくなる可能性があり、その補完をしていく柔道整復師の存在が必要であると訴えた。免許取得後の柔道整復師には、「個の利益の追求」を優先する事業展開に対する懸念を發した。

引き続き、徳山健司大会会長が、今後、柔道整復師が学ぶ姿勢をさらに掘り下げ、「何をどう学ぶのか？」を考えていくことの必要性について述べた。



【教育講演】 痛みの考えかた

三重大学大学院 医学系研究科 麻酔集中治療学教授

丸山 一男 先生



丸山先生

講演要旨

痛みは、痛み担当の神経が活性化し、神経で電気信号が発生し、その電気信号が脳に達することで感じる。痛みを伝える神経は一本に見えるが、たくさんの太さが異なる神経線維が集まっている。中でも痛みを伝えるのはAδ線維とC線維である。例えば指を扉に挟んでしまったとき、瞬間的に痛みが生じ、その後また痛みが起こったという経験はないだろうか。これにはAδ線維、C線維の伝達速度が関係している。Aδ線維

は秒速30m、C線維は秒速1mで痛みを伝達する。瞬間的に痛みを感じるのはA δ 線維によるもので、じわじわと痛くなるのはC線維経由の痛みだということだ。痛みが過剰であるとき、下降性抑制系というものがそれを抑えようとする。不安や心配、ストレスなどがあると下降性抑制系の働きを抑制してしまうために逆に痛みが強くなってしまう。そのため患者を安心させることも大切だ。

痛みの電気信号は、刺激によりナトリウムチャネル（ナトリウムにより神経細胞に開いた穴）が開き、ナトリウムが神経細胞内に流入することで伝達される。電気信号の発生・伝導・伝達をその過程のどこかで抑えることにより、痛みを抑えることができる。方法としては薬などを用いて痛みの電気信号の発生を抑制する、下降性抑制系を強める、痛みの伝導・伝達を抑制する等がある。ストレッチや血流改善、鍼灸、さすりなども行って総合的に痛みを抑制することが重要となる。

人間は発痛物質と鎮痛物質の双方を自己産生している。炎症が起きている際には血管が拡張しており、赤く腫れている、熱感がある、痛みがある等の症状が出るが、痛みが出ている際には発痛物質が出ている可能性がある。つまり炎症反応を抑えるということは、痛みを抑える手段であると言える。血流低下も発痛物質の産生を高める。正座をしているとしびれて動かなくなると同時に痛くなるが、これは交感神経が緊張すると、血管が収縮して血流が悪くなり乳酸が出るためである。

痛いことを繰り返していると、最初は痛くなくても段々と痛くなってくる。これは記憶と同じで、刺激を覚えて電気信号が強くなるからだ。しっかり痛みを取るためにも、痛い時間を減らしていくことが大切だ。痛み止めは対症療法というわけではなく、覚えた痛みを忘れさせるという治療でもある。痛みのメカニズムを知っておくことで患者と接する上でも非常に役に立つのではないかな。

【特別講演】アスリートにとっての痛みとスポーツ心理学的支援



菅生先生

大阪体育大学体育学部
スポーツ教育学科准教授
菅生 貴之 先生

講演要旨

メンタルトレーニングは物の見方や考え方にアプローチ

していく方法で、目標を設定してモチベーションを高めたり、イメージのテクニックを学んだり、心の調整方法を考えるなど認知的なトレーニングを繰り返すことで、物事のポジティブな側面を見ることができるようになる。しかし、実際にナショナルチームにスポーツメンタルトレーニングの有資格者がいるケースは稀で、心理面のケアもトレーナーが担っていることが多い。皆さんも施術をしているうちに患者の悩みを聞くということも現実として起こり得るだろう。クライアント（相談者）は人間関係や競技生活の悩み、将来への不安や葛藤等、何かしらの人生の危機に直面していると想像される。このような場合、どう対処すべきか。

カウンセリングの基本的要件として、クライアントを不利益、不幸な状態に陥れることは避けるということが最優先の事項として挙げられ、クライアントの自発的な問題解決志向が必要だ。

相談を受ける側は自分自身の満足感を得たいがために相談に乗る、人を助けることで優位に立とうとする「メサイア（救世主）コンプレックス」に突き動かされないよう注意しなければならない。カウンセリングの際には、最後までクライアントの話を傾けつつ、相談者、被相談者双方の心の動きに注意すること、スポーツの場面など悩みの対象がはっきりしている場合にはアドバイスも有効であるということ、相談以上の個人的付き合いを避けること、相談者の沈黙を、創造性を孕む時間として尊重することが大切となる。

アスリートの場合は、怪我などによる「身体の痛み」から練習ができず、競技に対する不安などでモチベーションが低下した結果「心の痛み」に繋がる。こちらが答えを提示するのではなく、悩みを理解しようと話をよく聞くことで、選手自身に「正解」に近いものを探し出させる態度が必要だ。しかし配慮なしに聞きすぎると無意識下にあるものを引き出してしまい、むしろ混乱を深めてしまう恐れがあるので配慮しなければならない。もし被相談者として手に負えないと感じたら、カウンセラーなどの専門職に引き渡す勇気を持つことも必要だ。

柔道整復師は援助職であり、特に身体的接触が多いことから心理的接触に繋がりやすいためカウンセリングマインドについて理解しておくことが大切となる。

（研究事業部員 高坂 忠志）

運動療法のための

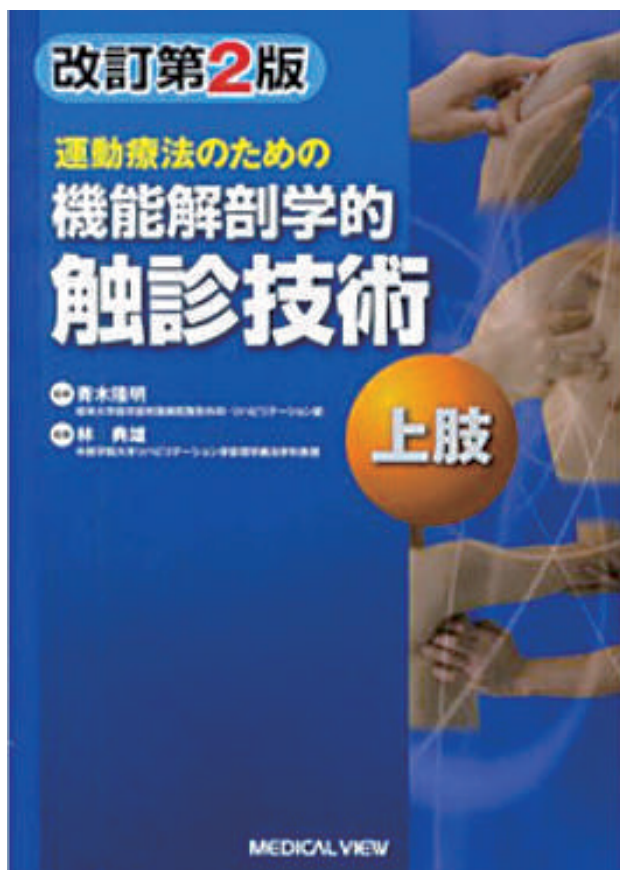
機能解剖学的触診技術 上肢

“画像診断”ができない柔道整復師が負傷の状態を的確に把握するためには、患部やその周辺に触れることが極めて重要です。特に若い柔道整復師にとってはこの技術を高めることが、良い施術者となるための必須条件となります。組織への圧迫は、圧痛の有無や程度など非常に大切な情報を与えてくれます。圧痛部位には何らかの病態が存在します。また一方で圧痛を認めないということも重要で、そのときには他の組織での損傷を考えることとなります。

本書は、実際に臨床に関わる中で、重要な触診の仕方、その上で考えていく解剖や症状、更には一般的疾患について記載されています。

「触診の基本」・「骨」・「靱帯」・「筋」の全4章から成り、1章では、肢位、運動面・軸方向、また指の当て方など触診に必要な基本的知識を解説。2章以降は、骨や靱帯などの解剖学的特徴、機能の特徴、臨床との接点、関連する疾患等の項目を箇条書きにまとめ、多くのイラストと写真で触診に必要な機能解剖の知識と触診技術が身に付くよう解説され、大変見やすく分かりやすい内容となっております。

また今後、柔道整復師が超音波観察を学ぶ上で必要となる超音波画像が、イラストや写真とともに適宜掲載されています。



運動療法のための機能解剖学的
触診技術 上肢
メディカルビュー社
著 者：林 典雄
監 修：青木 隆明
B 5 判：376ページ
ISBN : 978-4-7583-1136-6
定 価：5,700円（税別）

*運動療法のための機能解剖学的
触診技術 下肢・体幹
ページ数：344ページ
定 価：5,700円（税別）

学術教育部
佐藤 和伸

業界を改革し未来へ



公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）は、平成29年12月10日（日）、上野精養軒 2 階「藤の間」にて特別講演・合同部会・懇親会を開催した。三橋裕之総務部長の司会で、萩原正和副会長の開会の辞で始まった。工藤鉄男会長は挨拶の中で、日整が取り組んできた教育改革・制度改革が成就へと進んでいる。次の目標は柔道整復師の施術業務拡大をするための「法改正」である。より一層国民のためになるような業界を築き、その良いタスキを未来の柔道整復師に繋げていかなければならないと強調した。当日は、日本柔整会館において各部ごとに会議を開催した。その後、会場を移し、合同部会および懇親会が行われ、特別講演へと進んだ。

懇親会は、志田康雄日整顧問弁護士の乾杯のご発声で開宴された。来賓紹介の中で、日整の事業で協力いただいている東京都柔道整復師会関係者の紹介があった。

各部報告は政策部から始まり、帰一精錬賞の設置由来・柔道大会救護に係る医師と柔道整復師の連携事例・第5回柔道医科学研究会・グランドスラム2017東京・誓約書等についての報告があった。

特別講演

内閣官房参与 東京オリンピック・パラリンピック

推進本部事務局長

平田竹男先生



平田先生はケガで試合に出場困難なスポーツ選手が柔道整復師の施術によって出場が早期に可能になる姿を日頃見ている、敬意を表

していると前置きを述べられ、「2020年東京オリパラに向けて」と題して講演が始まった。

パラリンピックの成功こそが重要（要旨）

オリンピックのマークはよく知られているが、パラリンピックのマークはあまり知られていない。障害者の方からオリンピック・パラリンピックを五輪と省略してしまうと、パラリンピックのスポーツは入らないので、障害者スポーツも入る略称にしてほしいという熱い要望が多かった。そこで「オリパラ」としようということで4年以上前にスタートした。今ではNHKの番組や新聞にオリパラと報じられ知られるようになってきた。

2020年の日本は超高齢化社会が到来し、オリとパラは融合していかなければならない。高齢者、障害者等が日常生活や社会生活を安心安全にできるようにするためには、施設整備だけではなく、高齢者、障害者等の困難を認識し、心のバリアを取り除き、

その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要である。

2014年11月に、2020年東京大会に向けたアクセシビリティ協議会を発足、「アクセシビリティ・ガイドライン」を作成した。

アクセシビリティの推進例として、ロンドンでは車いすでホームや電車まで乗り入れできる駅を表し、ホームからの乗り入れでは周りの乗客が手伝う取り組みがあり、このような「心のバリアフリー」を進めていく。学習指導要領改訂において「心のバリアフリー」に関する記載を充実させ、道徳をはじめとして、音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等の教科書を反映させることにより、全ての子供たちに「心のバリアフリー」教育を実施していく。また教育養成過程、教員研修、免許状更新講習において、「心のバリアフリー」の指導法等の内容を充実させる検討を行い、2020年度までにそれを実施して、すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解し指導できるように育成する。

業界において、全国共通の接遇マニュアルを策定し普及を行うことにより、一定水準の接遇を全国で実現していく。

東京は同一都市として初めて2回目のパラリンピック大会の開催都市となる。近年の訪日外国人旅客数の増大、高齢化の進展、東京大会の開催時におけるパラリンピアン等障害者の来訪者の増大により、障害者等の利用可能な客室が大幅に不足するおそれがある。当初予定から1年前倒し、平成28年度に設計標準を改訂、大会までにホテルを含む公共建築物におけるバリアフリー施設の整備を促進していく。

東京大会は暑さが厳しい時期に開催され、日本特有の暑さを知らない多くの外国人が訪れることが見込まれるため、競技会場等の暑さ対策、情報発信の実施、救急医療体制の整備などの対策をしている。また、アスリート・観客に優しい遮熱性・保水性舗装の整備をしていく。

大変苦勞しているのが受動喫煙防止対策の推進で2016年1月、厚生労働省はじめ関係省庁から構成される受動喫煙防止対策強化検討

チームを立ち上げ、立法措置も含め検討を開始。2017年3月に厚生労働省から対策強化についての基本的な考え方案が示された。

オリパラに向けた多言語対応協議会を設置し、多言語対応で案内板表記の統一、飲食店等における対応をする。案内サイン表記については、地図記号は警察のバツ印記号を警察官のイラストにするなど分かりやすいものに変更した。

訪日外国人の旅行者数について、2011年は622万人だったが2017年には2,404万人を突破し2020年には4,000万人の構想がある。それに対応するため日本のPRと偽造対策を強化するため、パスポートの新デザインは「富嶽三十六景」に各ページ異なるデザインにして、2019年導入の予定である。

大会に向けてさまざまな日本文化の発信が期待され、文化プログラムが全国で展開している。

オリパラの一体的な運営に向けた動きとして、リオ大会のパレードでは初めてオリパラ合同で実施した。また、オリパラ特別仕様の自動車のナンバープレートが2017年10月10日から2020年までの間、全国において交付されこの寄付金は大会開催で必要となる、バス・タクシーのバリアフリー化等に充てられる。テレビCMにパラ選手が出ることを推進していったところ、現在では多くのCMに採用されるようになった。

- ・「beyond Tokyo」オリパラは東京で開催されるが日本全体で頑張る。
- ・「beyond sport」スポーツの大会だがそれ以外でも頑張る。
- ・「beyond 2020」大会終了以降を見据え、開催後も国のために大切なことを準備していきたい。



Information

<http://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html>

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告
国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります



インフォメーション
のHPはこちら

都道府県名	開催年月日	事業名・URL
京 都	平成29年 9月3日(日)	平成29年度京都府総合防災訓練【平成29年9月3日開催】 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/244/26/1.pdf
	9月24日(日)	第6回京都府柔道整復師会・京都医健専門学校合同講習会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/244/26/2.pdf
奈 良	平成29年 11月23日 (木・祝)	平成29年近畿少年柔道合同練習会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/244/27/1.pdf
石 川	平成29年 10月15日(日)	第36回野々市じょんからの里マラソン大会ケア・サポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/244/19/1.pdf
	10月29日(日)	金沢マラソン2017 ケア・サポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/244/19/2.pdf
佐 賀	平成29年 10月14日(土)	佐賀大学医学部附属病院災害訓練 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/244/42/1.pdf

※「日整フォーラム（都道府県だより）」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

日 整 文 芸

(作品は1人3首〈句〉までといたします)

【短 歌】

福岡県 山下 智章

鑑真の故郷を偲ぶ水墨画
青き山海巨匠の心

強き者智慧を身に付け守りたる
正義と平和そして豊穡

ミュージアム国と国との思ひやり
友好見えて王に拝礼す

【俳 句】

群馬県 鈴木 乗風

事 始

京都・八坂神社

春着きて白朮詣でや種火手に

ともがらと語り明かすも昨年今年

初髪を結ひて鐘馗の母屋くぐり

寒の入

福井県 田上 滋良

七草粥そろそろ正す酒びたり

問診の返答小さき寒の入

風揚げし大空手繰り寄せるごと

長野県 根橋 平八

獅子おどし茶の間に聞く味一重

木曾川や寝覚め過ぎ行く旅路かな

峠道清き湧きいず堤みな

【川 柳】

北海道 阿部 篤夫

年の瀬や友の土産は日高昆布

知床や乾燥なまこ届いたよ

雪原にきつね飛び跳ねずみ捕り

石川県 東 勝一

高齢者通夜に出るより葬儀だよ

シルバーカー斜め横断得意だね

硬貨にも色を付けるといいのになあ

〈一般投稿〉

【短 歌】

奈良県 長谷川 治三郎

生涯

真白の花を咲せし睡蓮は姿を見せし
池をうるをす

しとしとと一雨ごとに冷たさに
心うれいしなつかし歌や

咲く花も色あせ散るや姿変え

自然は命心をきなく

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

渉 外 部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となればと願っております。

作品は会員と同じく1人3首〈句〉までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛 先 〒110-0007 東京都台東区上野公園16番9号
公益社団法人 日本柔道整復師会渉外部
TEL: 03-3821-3511 FAX: 03-3822-2475
E-mail: kouhou@shadan-nissei.or.jp

四季の風

ちょっといい話

新年おめでとうございます。年末に会員（Aさん）から聞いた、ちょっといい話を紹介しましょう。暮れも押し詰まったころ、Aさんのところに左足関節外果骨折の患者さん（受傷直後）が来院され、整復・固定。患者さんの住まいに近い病院の整形外科へ紹介したところ、担当された整形外科の先生から「適切な処置（外固定等）で疼痛は当日のみだったとのこと。固定肢位、範囲、固定性など極めて適切で感服いたしました。手術は行わず、このままの外固定による保存療法で治療を継続いたします」と高い評価のご返事をいただいた、というお話です。このケースは患者さんにとって最善の対処であり、柔道整復師の存在価値が高まります。ちなみに担当された先生は、防衛医科大学校の整形外科教授を退官され、現在は名誉教授で高名な方だそうです。

骨折の治療は手術をしない保存療法で、後遺変形や後遺機能障害を残すことなく治すことが基本であり、理想であることは言うまでもありません。保存療法は柔道整復師の技術そのものです。もちろん手術をしなければ治りにくい症例もあり、おのずからその限界があることはご存知のとおりです。判断が遅れ、誤った治療をすると重大な結果を招くことになります。私は30年ほど前に小学生の舟状骨骨折（手）で苦い経験をしたことがあります。不幸な結果には至りませんでした。患者さんと家族の私に対するイメージは最低になったと思います。

一方、最近の一般報道紙に「腰痛8割は治療可能」という見出しの記事がありました。内容の一部に「最近の研究で原因不明は2割程度であることが分かってきた」と札幌医科大学教授（脊椎外科）のコメントが載っていました。更に「腰痛の多くは筋肉や関節などを痛めたことが原因。がんや大動脈瘤など命に関わる病気が隠れている『危険な腰痛』の場合もあるので要注意だ」と記されていました。治療については「腰痛には薬物療法や手術のほか、運動療法も行われる。最近では体の奥の腹筋や背筋を鍛えるストレッチなどが主流。運動療法を続けること自体に炎症抑制や鎮痛効果があることも分かってきた」ということです。

以前、学会で脊椎外科を専門とする教授の講演があり、『危険な腰痛』は1,000人に1人（がん転移など）と聞いたことがあります。『危険な腰痛』に注意すれば、残りは外傷性等の原因によることになります。問診で原因をしっかりと聞き取り、理論武装しましょう。

さて、日整の絶えまぬ努力により学校養成施設の教育内容が充実され、資格取得後の実務経験も実施される方向です。受け入れる側として、医科と緊密な連携が取れる柔道整復師を育てることを使命としたいものです。

患者さん、医科、柔道整復師、三者のより良い関係のために…。

渉外部 田村 清

平成30年1月20日発行

公益社団法人 日本柔道整復師会

〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9

電話 (03)3821-3511 (大代表)

発行人 工藤 鉄男

編集者 富永 敬二

制作・印刷所 東京リスマチック株式会社

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。